

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画
(素案)

第1部 序章

第1章 基本的事項

第2章 宇都宮市の概況

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが規定されています。本市においては、令和3年度から令和17年度までの15か年を計画期間とした「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を令和3年3月に策定し、循環型社会の形成や良好な水環境の確保に向けて、取組を進めています。

このような中、気候の変動、エネルギー問題、災害の多発など、様々な問題が深刻化している状況にあり、ごみ処理については、国連サミットにおいてSDGsが採択され、食品ロスや海洋プラスチックごみなどの環境問題への関心が高まっています。また、廃棄物処理における脱炭素化の推進やサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行など、一般廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しており、これまでの取組の更なる推進を図るとともに、一般廃棄物を取り巻く新たな課題にも対応するため、長期的な視点から計画を策定します。

SDGsとは？

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている“2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標”です。17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げています。

また、それぞれのゴールと取組は相互に関連しており、廃棄物と特に関わりの深いゴールとしては、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「12 つくる責任つかう責任」がありますが、他にも、環境負荷の少ない効率的な処理処分の実施については「13 気候変動に具体的な対策を」、プラスチック問題については、「14 海の豊かさを守ろう」なども大きく関係しています。

1つのゴールを目指すとともに、全体像を俯瞰しながら取組を推進することで、より広い分野における効果的な課題解決を目指します。



2 本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づく規定により、市町村の区域内における「一般廃棄物の処理」に関する事項を定める計画であり、本市においては、「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」や環境全般の指針となる「第4次宇都宮市環境基本計画」を上位計画として、これらの計画及びその他関連計画と整合を図り、SDGsの「つくる責任つかう責任」や「安全な水とトイレを世界中に」等の達成に貢献するため、「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」により策定が努力義務とされている「市町村食品ロス削減推進計画」については、「宇都宮市食品ロス削減推進計画」として、本計画のうち食品ロス削減に関連する事項の個別計画として位置付けます。

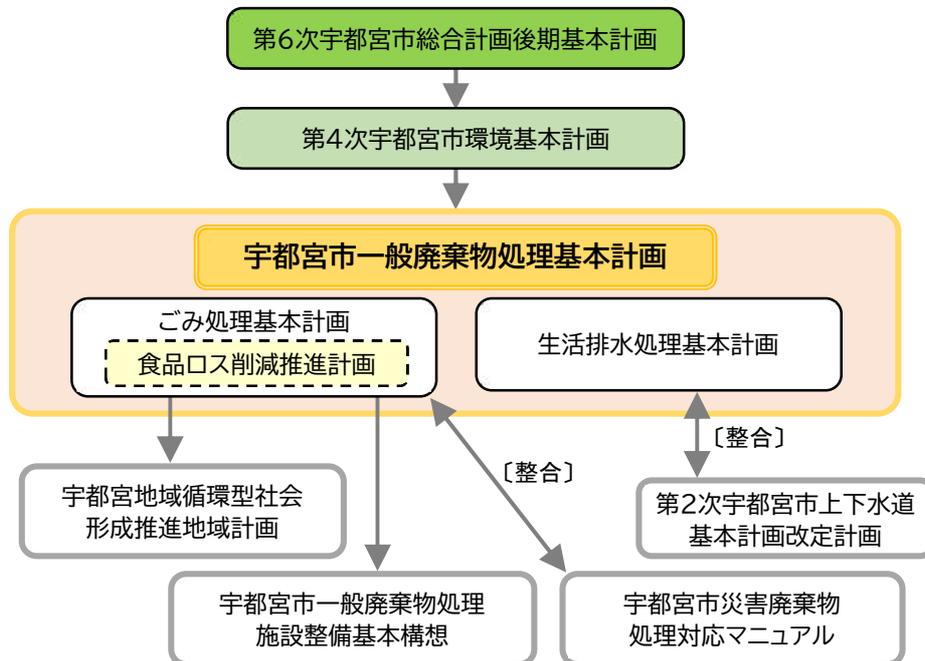


図1-1 計画の体系

3 計画期間

本計画は、本市における一般廃棄物の処理に係る長期的な方向性を定めるものであるため、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省通知，平成28年）と「生活排水処理基本計画策定指針」（旧厚生省通知，平成2年）に基づき、長期目標の目標年次を15年先とする令和8年度から令和22年度を計画期間とし、ごみ排出量の推移，施策の効果，社会情勢の変化等を踏まえ5年ごとに策定を行います。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
目標等設定			計画期間														
	基準年度	計画策定期間	計画開始年度				短期目標年度					中期目標年度					長期目標年度

図1-2 計画の期間

第2章 宇都宮市の概況

1 位置・地勢

本市は、関東平野のほぼ北端、栃木県の中央部に位置し、東京のほか、水戸市、前橋市、さいたま市などの各県庁所在地まで100km圏内となっています。

市域は、東西約24km、南北約30km、総面積は416.85km²であり、北は日光市、塩谷町、さくら市、東は高根沢町、芳賀町、南は真岡市、下野市、上三川町、壬生町、西は鹿沼市と接しています。



図1-3 宇都宮市の位置

2 人口

本市の人口は令和6年10月1日現在で約51.2万人となっており、減少傾向にあります。一方で世帯数は増加傾向にあります。

表1-1 総人口・世帯数・世帯人員の推移（各年10月1日現在）

（単位：人、世帯）

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総人口	518,864	517,207	514,966	513,257	511,852
世帯数	229,283	230,901	234,493	236,768	239,655
世帯人員	2.26	2.24	2.20	2.17	2.14

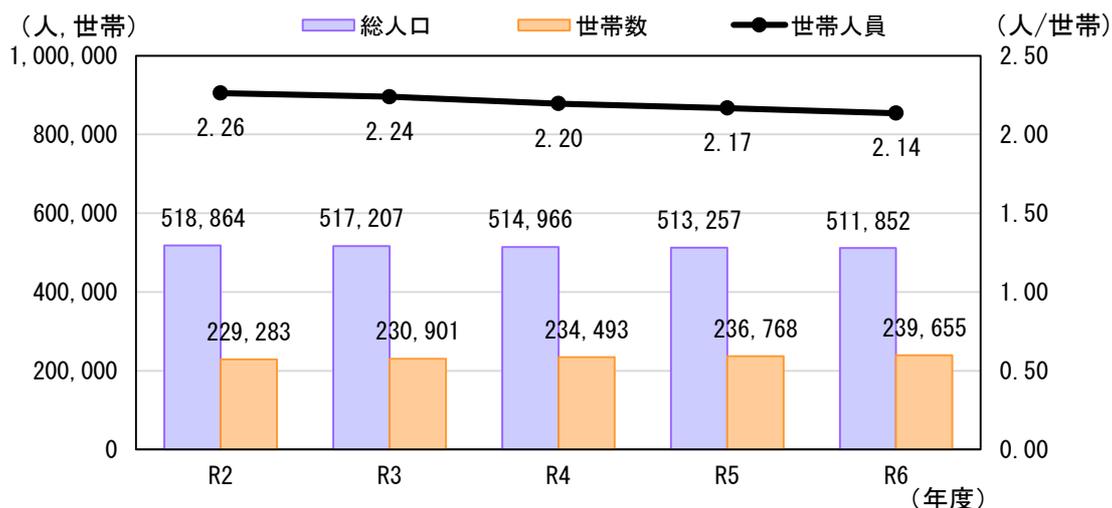


図1-4 総人口・世帯数・世帯人員の推移 (各年10月1日現在)

3 産業構造

「令和3年経済センサスー活動調査」による本市の総事業所数は20,953件あり、従業者数は241,786人となっています。なお、事業所数の84.6%及び従業者数の79.4%は、第三次産業が占めています。

表1-2 産業大分類別民営事業所数及び従業者数

産業分類	事業所数(事業所)		従業者数(人)	
A 農業, 林業	93	0.4%	1,117	0.5%
B 漁業	6	0.0%	41	0.0%
一次産業合計	99	0.5%	1,158	0.5%
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	9	0.0%	33	0.0%
D 建設業	2,026	9.7%	16,169	6.7%
E 製造業	1,084	5.2%	32,558	13.5%
二次産業合計	3,119	14.9%	48,760	20.2%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	61	0.3%	740	0.3%
G 情報通信業	250	1.2%	4,775	2.0%
H 運輸業, 郵便業	451	2.2%	10,768	4.5%
I 卸売業, 小売業	5,395	25.7%	52,504	21.7%
J 金融業, 保険業	453	2.2%	8,115	3.4%
K 不動産業, 物品賃貸業	1,618	7.7%	6,396	2.6%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1,128	5.4%	9,502	3.9%
M 宿泊業, 飲食サービス業	2,331	11.1%	19,686	8.1%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,957	9.3%	10,558	4.4%
O 教育, 学習支援業	759	3.6%	7,760	3.2%
P 医療, 福祉	1,760	8.4%	31,176	12.9%
Q 複合サービス事業	93	0.4%	1,889	0.8%
R サービス業(他に分類されないもの)	1,479	7.1%	27,999	11.6%
三次産業合計	17,735	84.6%	191,868	79.4%
合計	20,953	100.0%	241,786	100.0%

資料)総務省「令和3年経済センサスー活動調査」(公務は含まない)

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第2章 計画の基本的な枠組み

第3章 脱炭素を見据えた循環型社会を形成するための施策

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理体制

(1) 分別と収集

本市の分別収集区分は、焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみ、資源物の5種14分別です。焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源物をステーション方式で収集しています。

また、廃食用油など資源化できるものは、一部の公共施設やスーパー、クリーンセンター下田原・クリーンパーク茂原での拠点回収を行っています。

表2-1 収集頻度及び収集方式

分別区分		収集頻度	収集方式
5種14分別			
焼却ごみ		週2回	ステーション方式
不燃ごみ		週1回	
危険ごみ (2分別)	電池類	週1回	
	その他危険ごみ		
粗大ごみ		随時	自己搬入・戸別方式(有料)
資源物 (9分別)	新聞	週1回	ステーション方式
	ダンボール		
	雑誌, その他の紙		
	紙パック		
	布類		
	びん缶類		
	ペットボトル		
	白色トレイ		
プラスチック製容器包装			
拠点回収等			
廃食用油		—	拠点回収
使用済小型家電		—	拠点回収, ピックアップ回収
インクカートリッジ		—	拠点回収
剪定枝		—	拠点回収
羽毛布団		—	拠点回収
その他			
動物死体		随時	戸別方式, 自己搬入(有料)

(2) 中間処理体制

○焼却処理施設

本市では、クリーンセンター下田原とクリーンパーク茂原の2か所で焼却処理を行っています。両施設には、焼却処理の過程で発生した熱を有効利用する高効率な発電設備が備わっており、熱回収（ごみ発電）を行っています。

表2-2 焼却処理施設

施設名称	クリーンセンター下田原	クリーンパーク茂原
竣工	令和2年5月	平成13年3月
焼却設備（処理能力）	95t/24h×2炉	130t/24h×3炉
灰溶融設備（処理能力）	—	電気溶融式（40t/24h×1炉）
破碎設備（処理能力）	400m ³ /5h×1基（可燃性粗大ごみ用）	33m ³ /h×1基（可燃性粗大ごみ用）
余熱利用方法	—	・クリーンパーク茂原内：暖房・給湯（施設） ・保健施設：高温水供給（施設、浴場）
ごみ発電（定格出力）	3,500kW	7,500kW

○資源化施設

クリーンパーク茂原リサイクルプラザで、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、びん缶類、ペットボトルの資源化を行っています。また、エコプラセンター下荒針でプラスチック製容器包装と白色トレイの選別等の資源化処理を行っています。

表2-3 資源化施設

施設名称	クリーンパーク茂原リサイクルプラザ	エコプラセンター下荒針
竣工	平成13年3月	平成22年3月
処理能力	135t/日（5h）	36t/日（6h）
処理ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・びん缶類ライン [46t/5h×2系列] ・ペットボトルライン [8t/5h×1系列] ・不燃ごみライン [35t/5h×1系列：不燃ごみ 25t/5h, 粗大ごみ 10t/5h] 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装ライン [34.6t/6h×1系列] ・白色トレイライン [1.4t/6h×1系列]
選別回収品目	粉碎金属（鉄、アルミ）、プレス金属（鉄、アルミ）、カレット（無色、茶色、その他）、ペットボトル、蛍光灯・乾電池	プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く。）、白色トレイ
選別方式	機械選別+手選別	機械選別+手選別

○民間処理事業者への委託

紙布類及び紙パックは、民間施設で資源化を行っています。

(3) 最終処分体制

エコパーク下横倉での最終処分を行っています。

表2-4 最終処分場

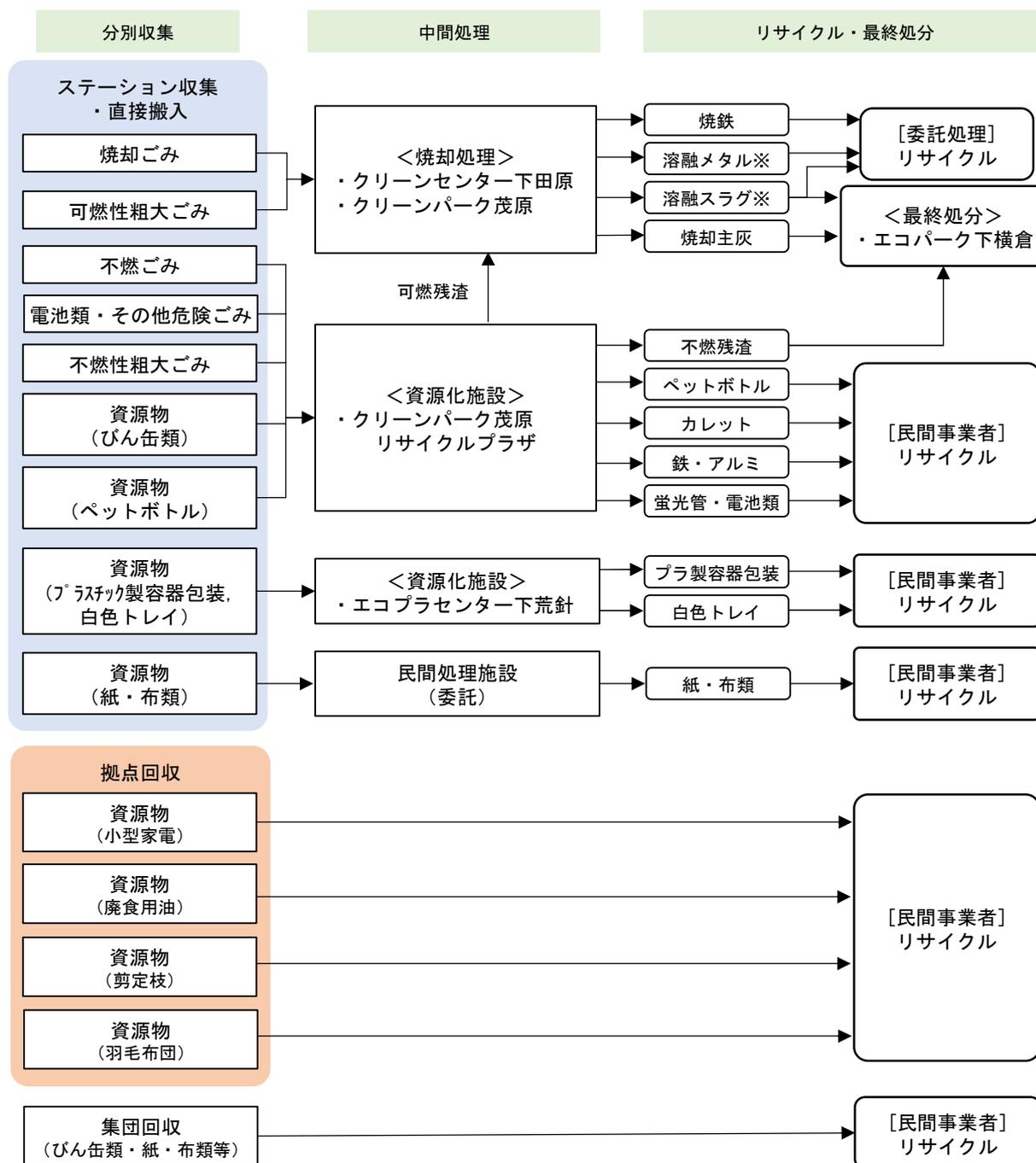
	エコパーク下横倉
竣工	令和2年3月
埋立面積	約2.6ha
埋立容積	約290,000m ³ (15年間分相当)
処分場の形態	被覆型
計画期間	令和2年度～令和17年度 (予定)
埋立対象物	焼却灰, 固化灰 (ばいじん), 不燃残渣等
浸出水処理能力	55m ³ /日



図2-1 各施設の位置

(4) ごみ処理体制のまとめ

収集した資源やごみは、分別品目ごとに資源化施設や焼却処理施設で中間処理を行い、リサイクルや最終処分を行っています。



※クリーンパーク茂原からのみ

図2-2 ごみ・資源物の処理フロー

2 資源とごみの排出量の現状

(1) 資源とごみ排出量の推移

○資源とごみの総排出量（家庭系+事業系）

令和6年度の総排出量は約16.4万tで、資源物以外のごみが約13.7万tです。

令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災に伴う「燃えるごみ5割削減に向けた呼びかけ」等により、令和4年度の資源物以外のごみは大きく減少しました。

表2-5 資源とごみの総排出量の推移（家庭系+事業系）

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収集人口（人）	518,864	517,207	514,966	513,257	511,852
資源物以外（t/年）	152,726	149,085	139,872	137,495	137,091
焼却ごみ	145,315	142,451	134,527	132,158	131,708
不燃ごみ・危険ごみ	3,935	3,412	3,280	2,977	2,977
粗大ごみ	3,475	3,223	2,066	2,360	2,405
資源物（t/年）	22,993	22,731	22,815	21,563	20,949
ペットボトル	2,067	2,077	2,114	2,108	2,125
びん・缶類	6,504	6,282	6,248	5,874	5,648
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	3,488	3,309	3,517	3,445	3,284
紙布類	10,933	11,063	10,937	10,137	9,891
小計（t/年）	175,719	171,817	162,688	159,059	158,039
拠点回収（t/年）	6,846	6,696	6,069	5,966	5,655
集団回収	5,955	5,657	5,340	4,919	4,585
廃食用油	39	36	30	31	32
インクカートリッジ	1	1	1	1	1
使用済小型家電	73	71	71	81	78
剪定枝	778	931	627	933	950
羽毛布団	—	—	—	—	10
総排出量（t/年）	182,565	178,513	168,756	165,024	163,695

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

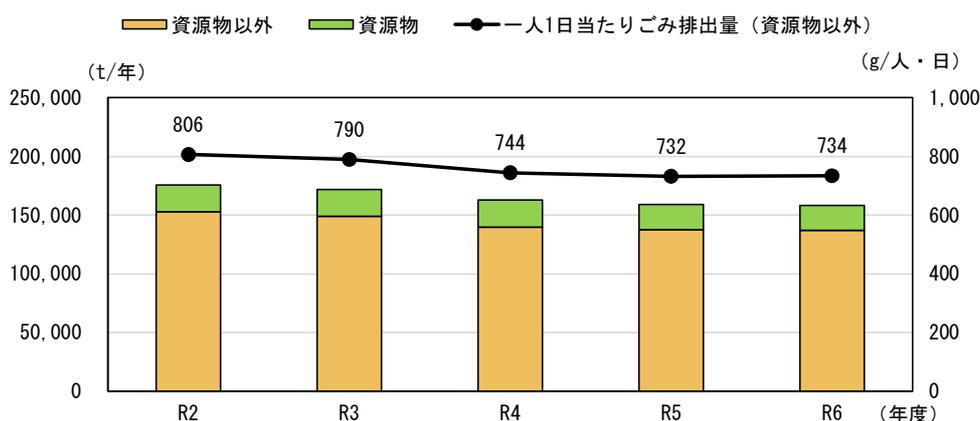


図2-3 資源とごみの総排出量の推移（家庭系+事業系）

○家庭系ごみの排出量

総排出量に対し、令和6年度の家庭系ごみの占める割合は約72%です。資源物以外の排出量は、令和2年度より約13.9%減少しています。

また、資源物以外の一人1日当たりごみ排出量も、令和2年度より約12.7%減少しています。

家庭系ごみの排出量は減少しており、令和2年度と比較すると、ペットボトル以外の項目で減少傾向にあります。

表2-6 家庭系ごみ排出量の推移

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収集人口(人)	518,864	517,207	514,966	513,257	511,852
資源物以外(t/年)	113,715	110,762	101,965	98,423	97,910
焼却ごみ	106,715	104,428	97,107	93,509	92,928
不燃ごみ・危険ごみ	3,703	3,224	2,928	2,715	2,723
粗大ごみ	3,297	3,110	1,930	2,198	2,259
一人1日当たりごみ排出量(資源物以外)(g/人・日)	600	587	542	524	524
資源物(t/年)	22,274	22,035	22,099	20,878	20,318
ペットボトル	2,058	2,064	2,098	2,094	2,109
びん・缶類	6,044	5,841	5,774	5,440	5,262
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	3,482	3,303	3,510	3,438	3,278
紙布類	10,690	10,827	10,716	9,905	9,668
家庭系ごみ排出量(t/年)	135,989	132,798	124,064	119,301	118,228

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

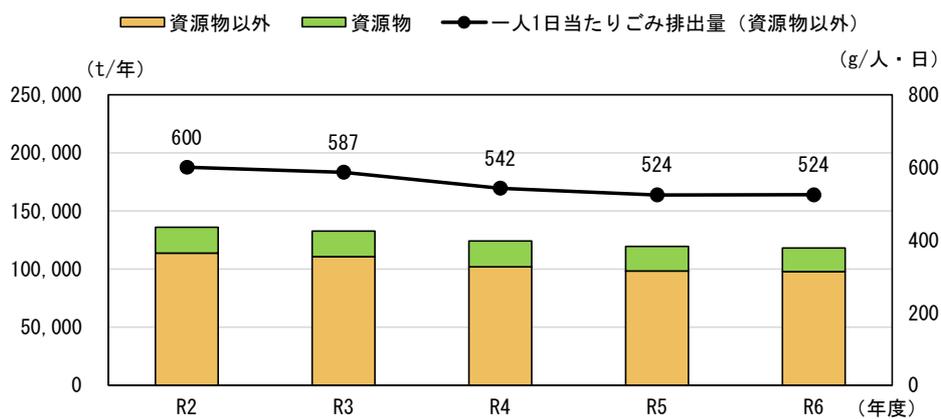


図2-4 家庭系ごみ排出量の推移

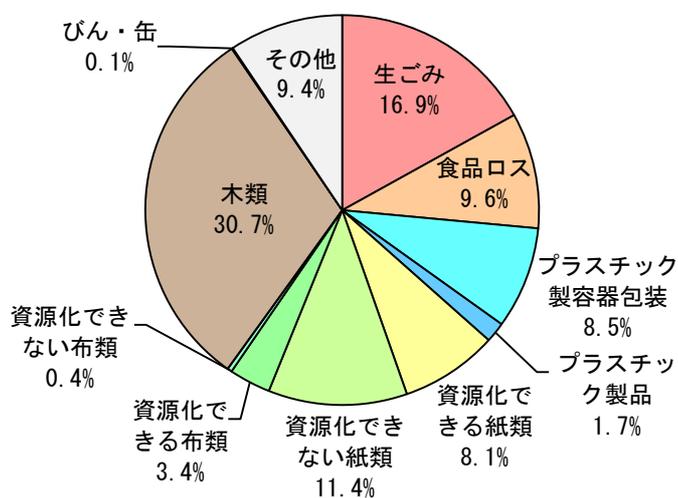


図2-5 家庭系焼却ごみの組成分析結果（令和6年度）

○事業系ごみの排出量

総排出量に対し、令和6年度の事業系ごみの占める割合は約24%です。事業系ごみ排出量は、減少後増加しており、令和6年度の事業系ごみ排出量は令和2年度とほぼ同程度となっています。

令和6年度の資源物以外のごみ排出量は、ほぼ横ばい傾向にあります。

また、資源物のうち、ペットボトルは近年増加していますが、その他の項目は減少傾向にあります。

表2-7 事業系ごみ排出量の推移

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
資源物以外 (t/年)	39,011	38,323	37,907	39,072	39,181
焼却ごみ	38,601	38,023	37,420	38,649	38,780
不燃ごみ・危険ごみ	232	187	352	261	254
粗大ごみ	178	112	136	162	147
資源物 (t/年)	719	696	716	686	631
ペットボトル	9	13	16	14	16
びん・缶類	460	441	474	433	386
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	6	6	7	7	6
紙布類	243	236	220	231	223
事業系ごみ排出量 (t/年)	39,729	39,019	38,624	39,758	39,811

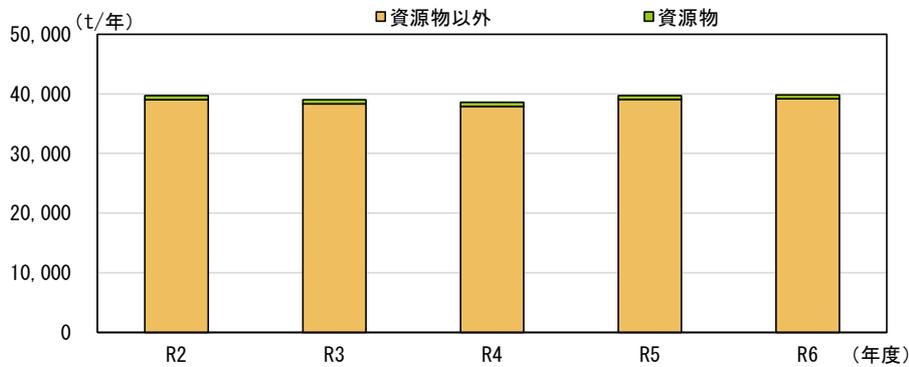


図2-6 事業系ごみ排出量の推移

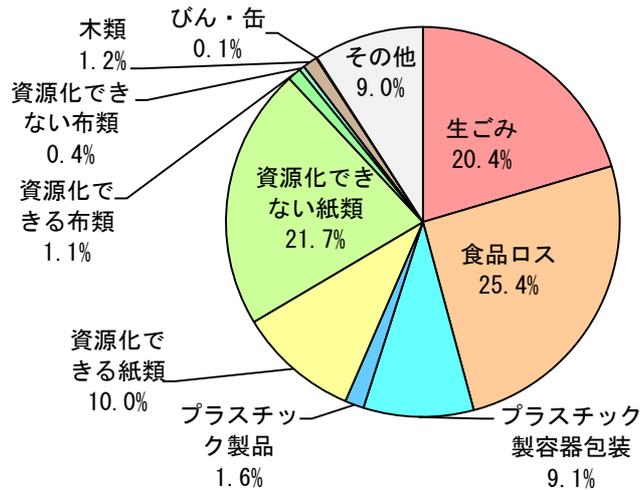


図2-7 事業系焼却ごみの組成分析結果 (令和6年度)

(2) 最終処分量

令和6年度の最終処分量は約1.8万tで減少傾向にあります。最終処分率（総排出量に対して最終的に埋め立て処分される割合）は、10.9%となっています。令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災の影響で溶融処理が不可能となったため、令和4年度の焼却主灰が増加しています。

表2-8 最終処分量の推移

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
総排出量 (t/年)	182,565	178,513	168,756	165,024	163,695	
最終処分量	焼却主灰	8,515	5,599	12,527	5,778	6,271
	ばいじん	4,454	4,967	7,451	4,651	4,759
	選別不燃残渣	5,623	4,997	5,117	4,553	4,353
	溶融スラグ	2,296	3,114	117	2,977	2,502
	計 (t/年)	20,887	18,677	25,212	17,959	17,885
最終処分率 (%)	11.4	10.5	14.9	10.9	10.9	

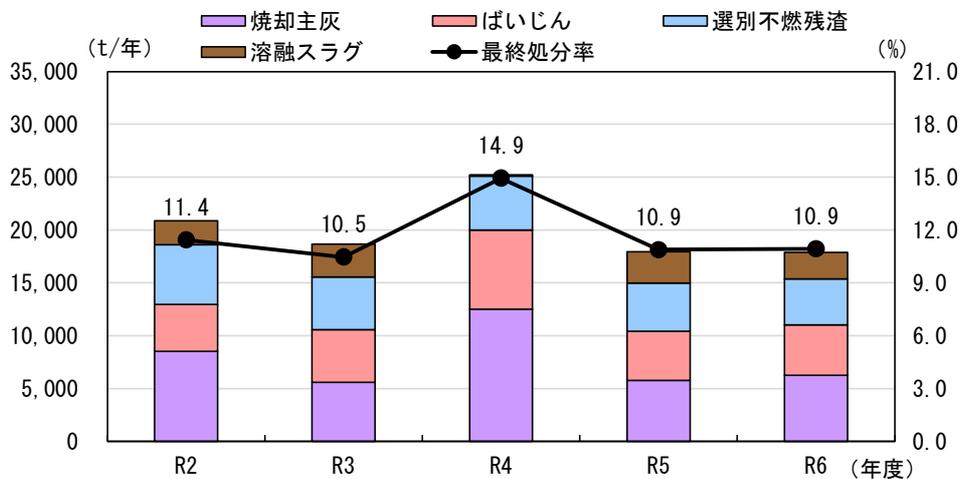


図2-8 最終処分量の推移

(3) ごみ処理費用

令和6年度のごみ処理費用は、家庭系・事業系合わせて全体で約69億円となっています。また、ごみ1t当たり原価は約49,000円、人口一人当たり原価は約13,000円となっています。令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災による施設停止の影響で、市外への運搬が発生したため、令和4年度の収集運搬費用が増加しています。

表2-9 ごみ処理費用の推移

項目		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ごみ処理 原価	収集費用	千円	1,803,890	1,823,320	1,952,902	1,829,760	1,880,765
	処分費用	千円	4,059,215	4,577,039	9,724,041	5,256,243	4,985,334
	合計	千円	5,863,105	6,400,359	11,676,943	7,086,003	6,866,099
1t当たり原価		円/t	36,256	43,862	76,891	49,932	49,270
人口一人当たり原価		円/人	11,300	12,375	22,675	13,806	13,414

出展：宇都宮市清掃事業概要

(4) 市民・事業者意識調査（アンケート調査）結果の概要

市民アンケート（令和6年度実施） 対象：市内在住の20歳以上，2,500人 回答数：1,316件（回収率：52.6%）	
区分	回答まとめ（※前回調査：令和2年度）
ごみ問題の関心	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き、ごみの分別・出し方に高い関心があり、今回は食品ロス・生ごみの資源化への関心が高い。 ・拠点回収をしている廃食用油や剪定枝への関心が高まっているものの、依然として低い。
ごみに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き、分別冊子、広報紙、自治会回覧が主な情報源となっている。 ・分別アプリ「さんあ～る」等の電子媒体の利用が増加している。
資源物分別未実施品目 （分別していない）	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査より、白色トレイ、紙パック、プラスチック製容器包装等の資源物の分別は向上しているが、依然として10%以上分別されていない資源物がある。
拠点回収の利用状況 （いつも利用している、時々利用している、持っていない）	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査より、インクカートリッジ、小型家電の拠点回収の利用は増加しているが、剪定枝の拠点回収の利用は減少している。
リサイクルショップ・アプリ等を活用したリユース	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースをしたことがない理由は、「ショップ等の場所がわからない」をはじめ、「判断が難しい」「手間」「手段がない」等多岐に渡る。 ・現在検討している「廃棄物処理施設から引き抜いた粗大ごみのリユース事業」については、利用したい（有償・無償）市民が54.5%いる一方、「持ち帰ることが困難」「抵抗がある」等利用の検討が難しいと考えている市民も38.3%いる。
家庭ごみ有料化	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの有料化については、反対65.6%、賛成18.5%で反対派が多い。 ・反対派の意見としては、「不法投棄の増加」や「費用負担の増加」を懸念する声が多い。 ・賛成派の意見としては、「ごみの発生抑制」や「費用負担の公平性」等の意見が多い。

事業者アンケート（令和6年度実施）	
対象：市内事業者 500 事業所 回答数：211 件（回収率：42.2%）	
区分	回答まとめ（※前回調査：令和2年度）
一般廃棄物の減量・資源化に取り組む理由	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き、「地球環境への配慮」「ごみ処理費用の削減」「企業の社会貢献」が主な取り組む理由となっている。 ・「取り組んでいない」事業者は減少している。
一般廃棄物に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き、「市のマニュアル」「収集運搬事業者等」「市の広報紙」が主な情報源となっている。 ・「情報を得る手段がない」事業者は、前回調査より減少している。
一般廃棄物の減量・資源化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査より、各減量化・資源化に取り組む事業所は、増加している。 ・「分別用ごみ箱の設置」事業所が大きく増加しているとともに、「特に取り組んでいない」事業者は大きく減少している。
行政に求めること	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き、「分別の手間・労力・費用を減らす仕組みづくり」「業種別の減量方法を示したマニュアルの配布」を求めている。 ・「先進的な取組の紹介」や減量した事業所に対する「インセンティブが働く仕組みづくり」を求める声が増加している。

3 前計画における目標値の達成状況と課題

(1) 家庭系ごみ

目標値の達成状況（令和7年度見込み）

基本指標：一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）

令和2年度から減少傾向にあり、令和6年度実績で令和7年度の目標値を既に達成しています。

様々な機会や媒体を活用した効果的な周知啓発の継続的な実施や、もったいない運動の促進等、幅広い世代に対し削減に向けた市民の3Rの行動変容を促すことができしており、家庭系ごみは減少しています。

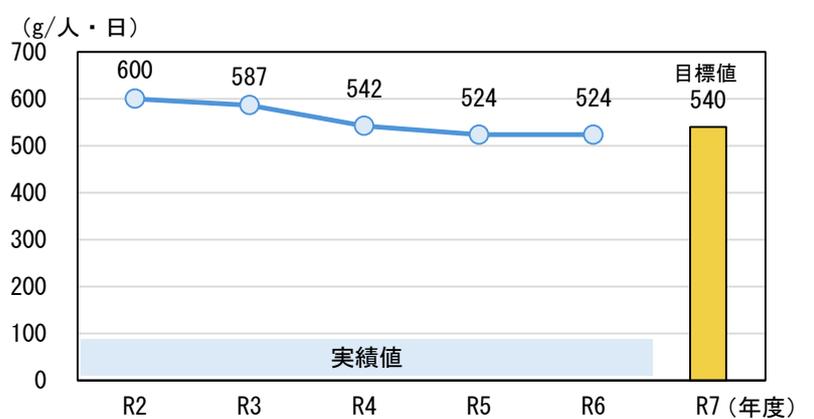


図2-9 一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)の推移

課題

- ・家庭系焼却ごみの中には、依然として食品ロスやプラスチック製容器包装等の資源物が含まれています。市民意識調査結果によると、ごみに関する情報について、若い世代は電子媒体、高齢世代は紙媒体により入手している傾向にあります。
⇒正しい分別の定着やごみの発生抑制に向け、市民に届きやすい広報媒体等を活用し、効果的に周知啓発を行う必要があります。
- ・近年の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は横ばい傾向であるとともに、「プラスチック資源循環法」の施行など、循環型社会の形成に向けた市町村における更なる取組の推進が求められています。
⇒「プラスチック製品」の資源化など、新たな施策の検討・展開が必要です。

(2) 事業系ごみ

目標値の達成状況（令和7年度見込み）

基本指標：事業系ごみ排出量（資源物以外）

令和2年度からほぼ横ばい傾向の状態が続いています。令和6年度実績で令和7年度の目標値を既に達成していますが、近年は新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う事業活動の活性化などにより、増加傾向にあります。

近年は増加傾向にあるものの、大規模事業所等への戸別訪問指導や事業系ごみ搬入車両への展開調査等を踏まえた適正排出指導，研修会を活用した周知啓発の実施等により，適正処理の推進を図っています。

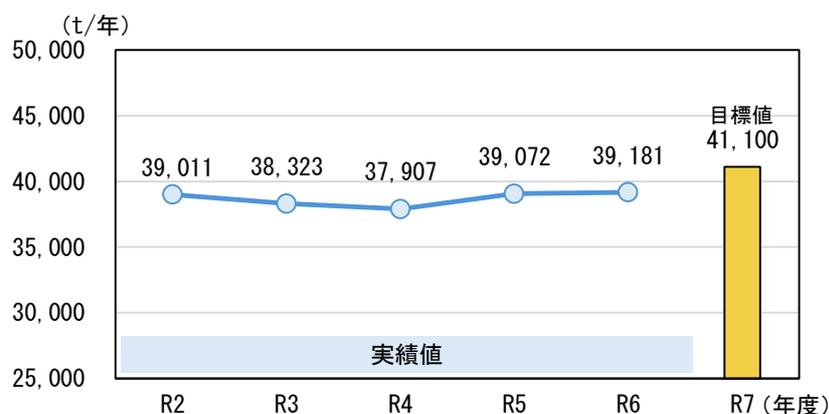


図2-10 事業系ごみ排出量（資源物以外）の推移

課題

- ・事業系焼却ごみの中には、依然として食品ロスや資源化可能な紙等の資源物が含まれています。また、事業系ごみ搬入車両の展開調査においても不適正ごみが一部含まれています。
⇒適正処理の推進に向けた指導や周知啓発が必要です。
- ・事業活動の活性化などに伴い、近年の事業系ごみ排出量は増加傾向であるとともに、事業者からはごみの減量に係る先進事例等の紹介を求める声が増加しています。
⇒新たな施策の検討や、先進技術等の好事例の横展開が必要です。

(3) 最終処分量（埋立量）

目標値の達成状況（令和7年度見込み）

基本指標：最終処分量（埋立量）

令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災による影響で一時的に増加していますが、近年は減少傾向にあり、目標値の達成に向けて推移しています。

効果的な周知啓発等の実施による焼却ごみの減量化や溶融スラグ化の実施等により、最終処分量は減少しています。

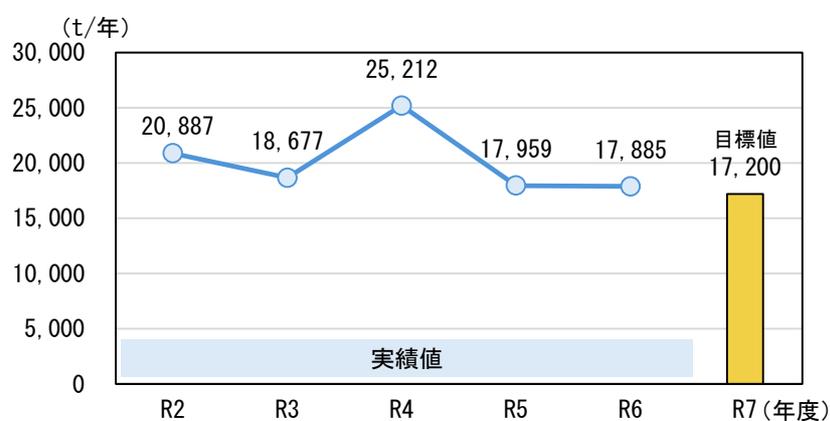


図2-11 最終処分量（埋立量）の推移

課題

- ・最終処分量は減少傾向にありますが、最終処分場の埋立容量には限りがあります。
⇒引き続きごみの減量・資源化の推進による最終処分量の削減を図り、計画的な最終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理を確保する必要があります。

(4) 市が実施したフードドライブの参加者数（食品ロス削減推進計画指標）

目標値の達成状況（令和7年度見込み）

指標：市が実施したフードドライブの参加者数

令和2年度から増加傾向にあり，令和6年度実績で令和7年度の目標値を既に達成しています。

分別講習会やイベント等でのフードドライブの受付や，市ホームページ・広報紙などの様々な媒体を活用した周知により，フードドライブの参加者数は増加しています。

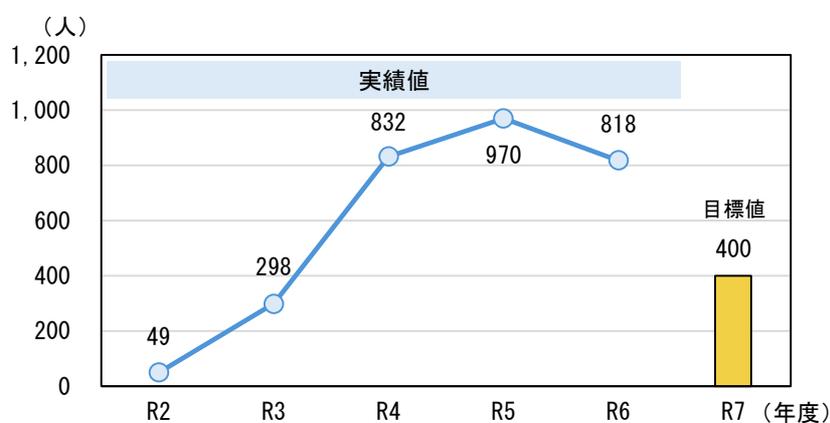


図2-12 市が実施したフードドライブ参加者数の推移

課題

- ・食品ロスは，食品の生産から製造，販売，消費に至る一連の過程の各段階で発生し，家庭系・事業系の焼却ごみの中にも混入しています。
⇒更なる食品ロスの削減に向け，市民や事業者の意識の向上・行動の定着を図る必要があります。

第2章 計画の基本的な枠組み

1 基本理念

本市では、今後、人口減少や少子高齢化が進行し、ライフスタイルの多様化や社会情勢の目まぐるしい変化が想定される中で、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち「スーパースマートシティ」の実現を目指しています。スーパースマートシティの実現を目指す上で、脱炭素を見据えた循環型社会の形成は重要であり、市民・事業者・行政が、主体的にそれぞれの役割を果たすとともに、協働により様々な取組を進めていく必要があります。

本市の抱える課題や社会情勢の変化を踏まえ、本市の基本理念を以下のとおりとします。

【基本理念】

脱炭素社会を見据えながら、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、持続可能な循環型社会を形成します。

2 基本方針

基本理念である脱炭素を見据えた循環型社会の形成を目指して、以下に示す3つの基本方針を設定します。

基本方針1 発生抑制・再使用の促進

ごみの発生を抑制する発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を積極的に推進します。

基本方針2 資源循環利用の推進

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を推進してもごみとなって排出されるものについて、可能な限り再資源化（リサイクル）し、循環利用を推進します。

基本方針3 適正な処理の推進

環境に配慮した安全・安心で効率的なごみ処理を行うとともに、それらを妨げる不適正ごみの排出を防止します。

3 基本指標

(1) 資源とごみの将来予測

家庭系・事業系のそれぞれについて、過去の排出量実績から、トレンド法を用いて、将来の一定期間における変化の状態を定量的に予測します。

その予測した推計値に、施策の実施によって見込まれるごみの減量効果や、資源化量の増を反映し、短期（5年）・中期（10年）・長期（15年）の目標値を設定します。

(2) 目標値

目標値は、国の計画等に示された値を踏まえながら、施策の効果や市民・事業者の行動の定着等を見込んで設定します。

[基本指標1]一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)

家庭から出るごみについて、人口の変化に左右されず、市民一人ひとりの3Rの取組効果を評価できる指標です。

また、資源物以外を対象とすることで、分別や資源化事業の取組による減量効果等を把握することができます。

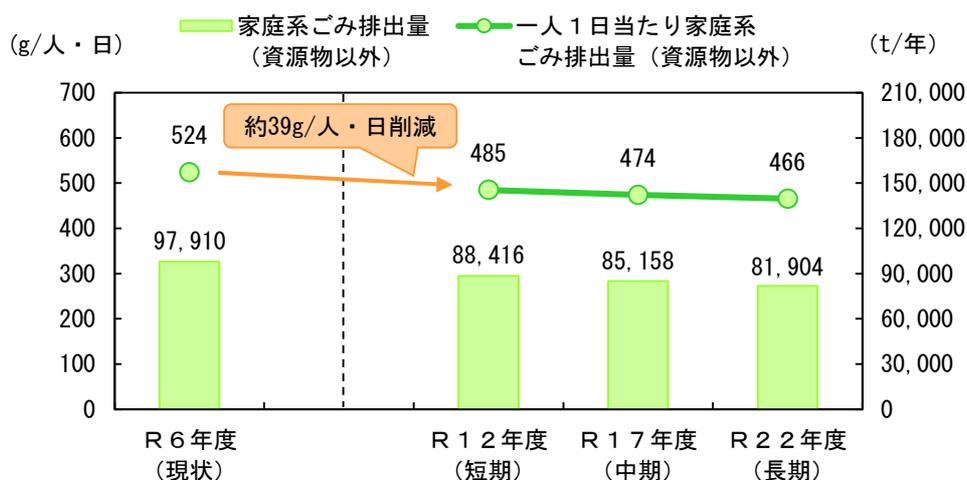
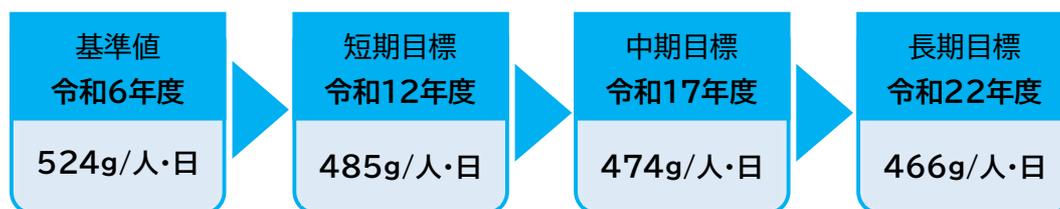


図2-13 【目標値】一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)

表2-10 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）の見通し

項目	単位	基準値	計画値		
		令和6年度	R12年度 (短期)	R17年度 (中期)	R22年度 (長期)
人口	人	511,852	499,367	490,499	481,684
排出量	t	97,910	88,416	85,158	81,904
一人1日当たり家庭系 ごみ排出量 (資源物以外)	g/人・日	524	485	474	466
令和6年度比		—	7.4%減	9.5%減	11.1%減

[基本指標2]事業系ごみ排出量(資源物以外)

事業者から出るごみについて、個々の事業所規模に左右されず、事業者全体における3Rの取組効果を評価できる指標です。

また、家庭系ごみと同様、資源物以外を対象とすることで、戸別訪問指導等による分別の実施の効果等を把握することができます。

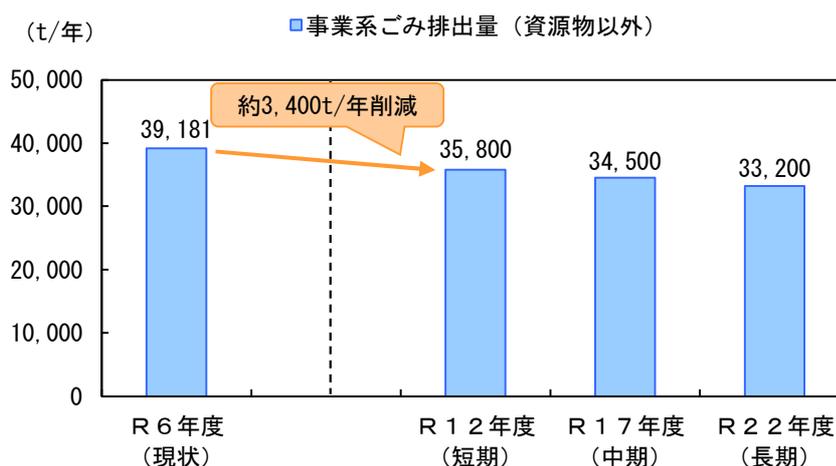


図2-14 【目標値】事業系ごみ排出量（資源物以外）

表2-11 事業系ごみ排出量（資源物以外）の見通し

項目	単位	基準値	計画値		
		令和6年度	R12年度 (短期)	R17年度 (中期)	R22年度 (長期)
排出量	t/年	39,181	35,800	34,500	33,200
令和6年度比		-	8.6%減	11.9%減	15.3%減

[基本指標3]最終処分量(埋立量)

3Rの取組によるごみの減量・資源化効果と中間処理後の資源化の効果を評価できる指標です。

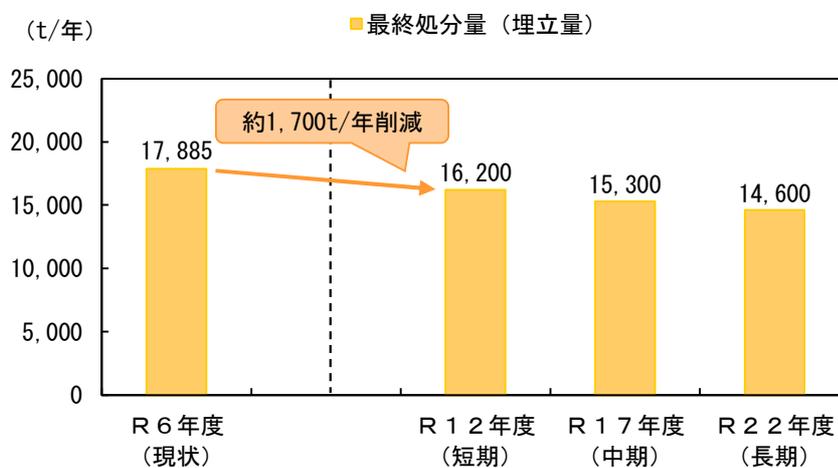


図2-15 【目標値】最終処分量

表2-12 最終処分量（埋立量）の見通し

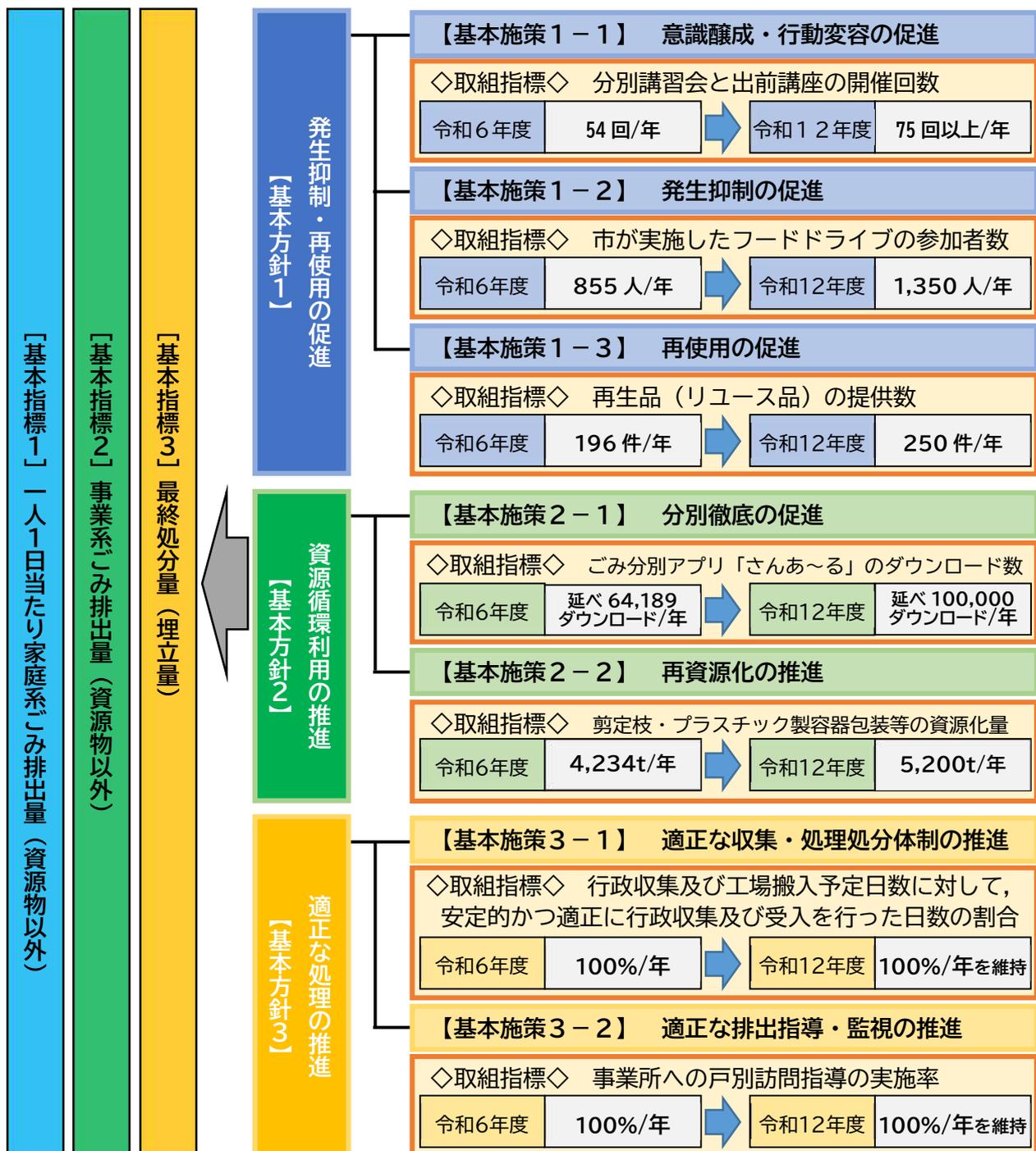
項目	単位	基準値	計画値		
		令和6年度	R12年度 (短期)	R17年度 (中期)	R22年度 (長期)
最終処分量（埋立量）	t/年	17,885	16,200	15,300	14,600
令和6年度比		-	9.4%減	14.5%減	18.4%減

第3章 脱炭素を見据えた循環型社会を形成するための施策

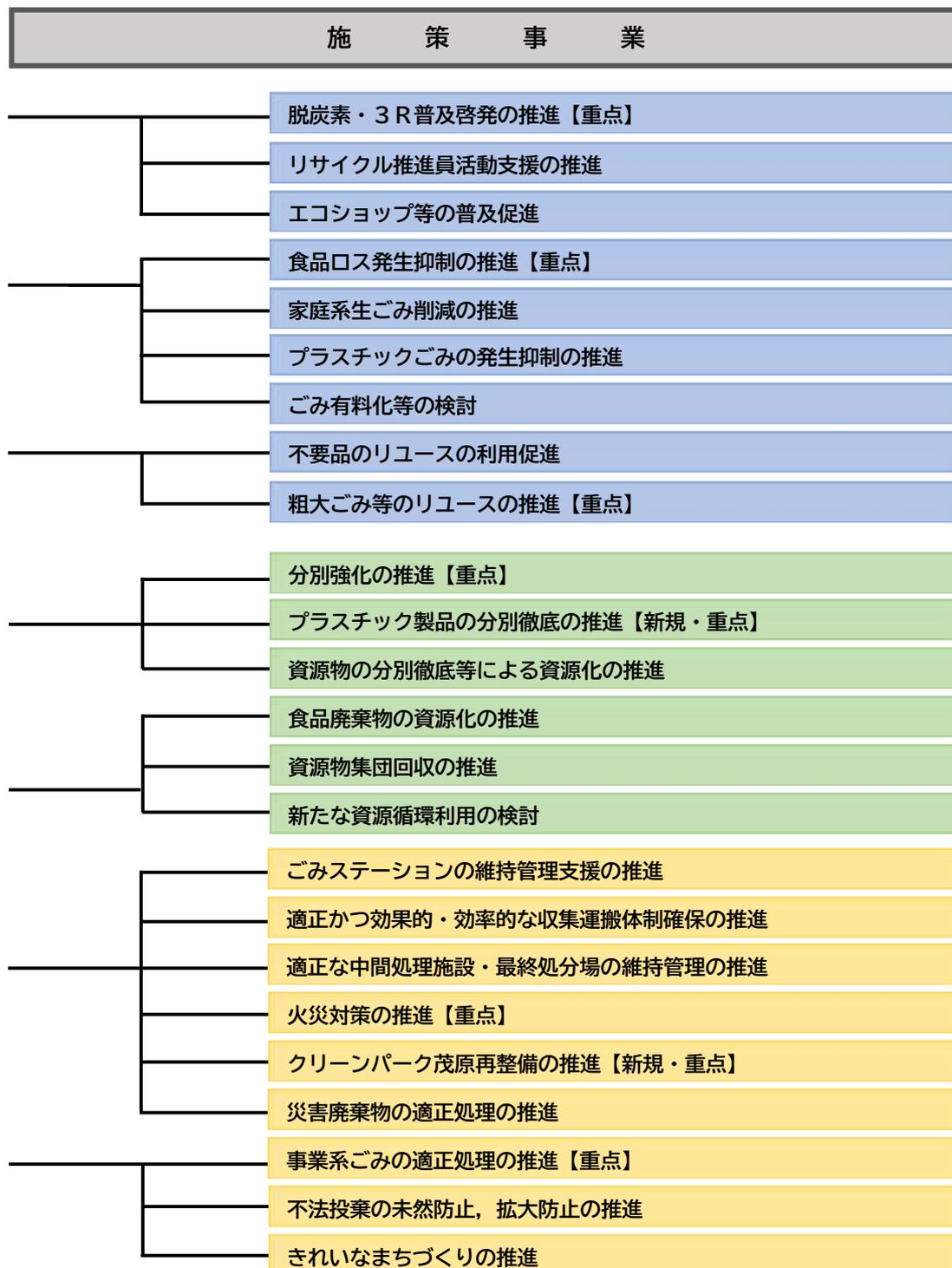
1 施策体系

基本理念である脱炭素を見据えた循環型社会の形成に向けて、ごみの減量・資源化施策に取り組んでいきます。

本計画では、3つの基本指標の達成を目指し、3つの基本方針のもと、7つの基本施策と24の施策事業を展開します。



なお、基本施策の進捗を確認する取組指標は令和12年度の目標達成を目指します。



基本方針1 発生抑制・再使用の促進

ごみの発生を抑制するライフスタイルの転換に向け、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を中心とした施策を展開します。

【基本施策1-1】 意識醸成・行動変容の促進

施策事業	
(1)	脱炭素・3R普及啓発の推進【重点】
(2)	リサイクル推進員活動支援の推進
(3)	エコショップ等の普及促進

【取組指標】 分別講習会と出前講座の開催回数

脱炭素・3Rの普及啓発のために、地域等で開催している分別講習会や出前講座の開催回数を指標に設定します。

分別講習会と出前講座の開催回数

令和6年度:54回/年

令和12年度:75回以上/年

(1) 脱炭素・3R普及啓発の推進【重点】

3Rの更なる普及啓発に向け、各種講座・イベント等の開催や社会科補助教材等の効果的な活用など、様々な機会・媒体を活用し、幅広い世代や外国人居住者など情報の届きにくい方への意識醸成・行動変容を促進します。

周知にあたっては、これまでの「もったいない」の趣旨に加え、国等の動向を踏まえ、「脱炭素化の推進」や「サーキュラーエコノミー（循環経済）の移行」などの視点も取り入れます。

【主な取組】

○脱炭素・サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた環境出前講座の開催

○みやエコ・アクション・ポイント事業※の普及

※カーボンニュートラルの実現に向け、環境にやさしい行動に対してポイントを付与

○社会科補助教材等を活用した子ども向け3Rの普及啓発

(2) リサイクル推進員活動支援の推進

研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等により、地域のごみ問題の解決や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の育成や活動を支援します。

【主な取組】

- 研修会・施設見学会などによるリサイクル推進員の育成
- 情報紙「みやくるりん」の発行による活動支援
- リサイクル推進員主体の分別講習会等の開催支援

(3) エコショップ等の普及促進

3Rに積極的に取り組む小売店、飲食店を「エコショップ」、「エコレストラン」として認定することにより、事業系ごみの減量・資源化を図るとともに、市のホームページ等を通じて認定店による3Rの取組を紹介し、市民や事業者の3Rの実践と定着を図ります。

【主な取組】

- エコショップ等の認定
- エコショップ等認定店の認知向上・活性化
- 食品ロス・プラスチックごみ削減等の取組発信

【基本施策1-2】 発生抑制（リデュース）の促進

施策事業	
(4)	食品ロス発生抑制の推進【重点】
(5)	家庭系生ごみ削減の推進
(6)	プラスチックごみの発生抑制の推進
(7)	ごみ有料化等の検討

【取組指標】市が実施したフードドライブの参加者数 ※食品ロス削減推進計画の指標

食品ロスの発生抑制等に向け、市民が取り組みやすいフードドライブに係る指標を設定します。

市が実施したフードドライブの参加者数

令和6年度:855人/年

令和12年度:1,350人/年

(4) 食品ロス発生抑制の推進【重点】

様々な機会・媒体を活用した周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者と連携した食べ切り・使い切りの推進により、食品ロスの削減を図ります。また、フードドライブの活用やフードシェアリングの利用促進により、家庭系・事業系食品ロスの発生抑制を推進します。

なお、本市では、前計画に引き続き、宇都宮市食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に努めていきます。計画の詳細は(資料編)●ページから●ページに掲載します。

【主な取組】

- フードドライブの実施
- エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及
- 災害用備蓄食品の有効活用
- 事業所への戸別訪問指導

(5) 家庭系生ごみ削減の推進

食品ロス削減の取組の推進と併せて、排出段階における水切り徹底の励行や、生ごみ処理機の利用拡大と継続利用の推進により、家庭系生ごみの削減を図ります。

【主な取組】

- 生ごみの水切り排出の徹底
- 家庭用生ごみ処理機の購入費助成

(6) プラスチックごみの発生抑制の推進

プラスチックと賢く付き合う活動「プラスチック・スマート」の普及啓発により、使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、事業者と連携した過剰包装の抑制・詰替商品の利用促進など、プラスチックごみの発生抑制を図ります。

【主な取組】

- プラスチックとの賢い付き合い方など「プラスチック・スマート」の普及啓発
- 事業所への戸別訪問指導（再掲）

(7) ごみ有料化等の検討

家庭系ごみ有料化について、本市のごみ排出状況やごみ処理費用、社会経済情勢等を踏まえながら、他都市の導入状況の調査や本市が有料化を導入した場合における効果等の検証を行います。

また、事業系ごみ手数料について、排出者責任の観点から処理原価等に合わせた見直しに向け、調査・研究を行います。

【主な取組】

- 他都市の有料化導入状況等の調査
- 本市有料化導入時における効果の検証
- 事業系ごみ処理手数料見直しに係る調査・研究

【基本施策1-3】 再使用（リユース）の促進

施策事業	
(8)	不要品のリユースの利用促進
(9)	粗大ごみ等のリユースの推進【重点】

【取組指標】 再生品（リユース品）の提供数

リユースの実践事例の周知や「もったいないの心の提供」、ごみの減量化のために、再生品（リユース品）の提供に係る指標を設定します。

再生品（リユース品）の提供数

令和6年度:196件/年

令和12年度:250件/年

(8) 不要品のリユースの利用促進

リユースガイドや3R月間などを活用した民間リユースショップ・フリマアプリ等の周知や、民間事業者と連携した普及啓発により、不要品のリユースの利用促進を図ります。

【主な取組】

- リユースガイドの作成・活用
- 3R推進月間を活用したリユースの普及啓発
- 民間事業者と連携したリユースの普及啓発

(9) 粗大ごみ等のリユースの推進【重点】

清掃工場に持ち込まれた利活用が可能な粗大ごみについて、修繕等を行い再生品として販売することにより、リユースを推進します。

また、更なるごみの減量に向け、未修繕粗大ごみのリユースなど新たな品目のリユース方策についても調査・研究を行います。

【主な取組】

- 環境学習センターにおける家具・自転車等の再生品の提供
- 未修繕粗大ごみ（家具等）の民間事業者への売払い実証実験
- 粗大ごみ等リユースに向けた調査・研究

発生抑制・再使用した上で、それでも排出されるごみについては、分別の徹底を図り、可能な限り再資源化（リサイクル）し、循環利用を推進するための施策を中心に展開します。

【基本施策2-1】 分別徹底の促進

施策事業	
(10)	分別強化の推進【重点】
(11)	プラスチック製品の分別徹底の推進【新規・重点】

【取組指標】ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数

若年層や外国人居住者など情報が届きにくい世帯をターゲットにした普及啓発を強化するため、市民に馴染みのあるスマートフォン用アプリの普及を取組指標に設定します。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数

令和6年度:延べ 64,189 ダウンロード/年

令和12年度:延べ 100,000 ダウンロード/年

(10) 分別強化の推進【重点】

焼却ごみの中には依然として資源物等（プラスチック製容器包装・紙類・剪定枝）が混入していることから、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の取組後に排出されるごみの分別について、市民・行政の協働による「わかりやすい分別呼称の選定」などにより、更なる分別の協力や分別精度の向上を図ります。

【主な取組】

- ごみの分別講習会の開催
- ごみ分別アプリの普及等による情報が伝わりにくい若年層や外国人居住者等への周知
- わかりやすい分別呼称等の選定

(11) プラスチック製品の分別徹底の推進【新規・重点】

現在焼却ごみとしているプラスチック製品の分別収集に係る周知を行い、分別の定着・徹底による更なるごみの減量・資源化、CO₂排出量の削減を図ります。

【主な取組】

- プラスチック製品の分別収集に係る自治会等説明会の開催
- 事業所への戸別訪問指導（再掲）
- プラスチック製品の分別収集の実施に係る効果検証

【基本施策2-2】 再資源化（リサイクル）の推進

施策事業	
(12)	資源物の分別徹底等による資源化の推進
(13)	食品廃棄物の資源化の推進
(14)	資源物集団回収の推進
(15)	新たな資源循環利用の検討

【取組指標】 剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量

主な廃棄物系バイオマスの剪定枝のほか、焼却ごみの中に多く混入している「プラスチック製容器包装」や今後資源化予定の「プラスチック製品」の資源化量の増加を目指し、取組指標に設定します。

剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量

令和6年度:4,234t/年

令和12年度:5,200t/年

(12) 資源物の分別徹底等による資源化の推進

プラスチック製容器包装や今後資源化を予定しているプラスチック製品の分別徹底を推進するとともに、清掃工場に持ち込まれた剪定枝や羽毛布団、家庭から排出される食用油等の拠点回収事業により資源化を推進します。

また、分別徹底後に残った焼却ごみについては、清掃工場においてごみを燃やす際に発生する熱を回収することで、バイオマス発電等により熱エネルギーを再利用し、有効活用を図ります。

【主な取組】

- プラスチック製品の分別収集による資源化
- 剪定枝・羽毛布団の資源化
- 廃食用油・小型家電・インクカートリッジの資源化

(13) 食品廃棄物の資源化の推進

食品ロス削減の取組後に排出される食品廃棄物について、家庭用生ごみ処理機の利用拡大や事業所への戸別訪問指導時の周知啓発などにより資源化を推進するとともに、公共施設から排出される食品廃棄物の資源化についても調査・研究を行います。

【主な取組】

- 市庁舎・スーパー等における廃食用油の拠点回収（再掲）
- 家庭用生ごみ処理機の購入費助成（再掲）
- 事業所への戸別訪問指導（再掲）
- 学校給食残渣等の資源化に向けた調査・研究

(14) 資源物集団回収の推進

地域における資源物の集団回収活動を推進して、地域コミュニティの活性化やごみの減量・資源化を図ります。

【主な取組】

- 資源物回収活動の活性化
- 指定回収事業者への補助

(15) 新たな資源循環利用の検討

品目の特性に応じた資源化の可能性について、新たな資源循環利用・再資源化の高度化に向けた調査・研究を行います。

また、事業者のごみの減量・資源化の取組について調査・研究し、好事例については市内事業への展開を図ります。

【主な取組】

- 他都市事例等の調査・研究
- 水平リサイクル・S A Fなど先進技術等の調査・研究

基本方針3 適正な処理の推進

環境に配慮した安全・安定で効率的なごみ処理を継続するとともに、それらを妨げる不適正ごみの排出を防止するための施策を中心に展開します。

【基本施策3-1】 適正な収集・処理処分体制の推進

施策事業	
(16)	ごみステーションの維持管理支援の推進
(17)	適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進
(18)	適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理の推進
(19)	火災対策の推進【重点】
(20)	クリーンパーク茂原再整備の推進【新規・重点】
(21)	災害廃棄物の適正処理の推進

【取組指標】 行政収集及び工場搬入予定日数に対して安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の割合

危険物の分別徹底などの火災対策を実施し、安全で確実な収集・受入体制を表す指標として設定します。

行政収集及び工場搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集・受入を行った日数の割合

令和6年度:100%/年

令和12年度:100%/年を維持

(16) ごみステーションの維持管理支援の推進

自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、ごみステーションの適正な維持管理が行われるよう支援します。

【主な取組】

- 自治会・集合住宅管理者等への周知啓発
- GISを活用した効率的な問い合わせ対応

(17) 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進

作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制を確保します。また、市民ニーズや人口・社会情勢の変化、先進技術の動向を踏まえながら、安定かつ効果的・効果的な収集運搬体制を確保します。

【主な取組】

- 収集運搬事業者への研修会・意見交換会の実施
- ふれあい収集の実施
- 粗大ごみ有料戸別収集へのキャッシュレスの導入
- デジタルの活用など効率的な収集方法の調査・研究

(18) 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理の推進

ごみ処理・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行います。

【主な取組】

- 各中間処理施設の各種機器類の点検・整備の実施
- 環境等にかかる各種基準の遵守
- 最終処分場における適正な管理・運営の実施
- 市ホームページにおける施設の情報公開，施設見学者等の受け入れ

(19) 火災対策の推進【重点】

火災の原因となり得る危険物の分別徹底を図るとともに、廃棄物処理施設においては、先進技術を踏まえた火災対策設備の導入を推進します。

【主な取組】

- 電池類やスプレー缶など危険物の分別・排出方法の徹底に向けた周知啓発
- リサイクルプラザ・エコプラセンター下荒針における火災対策設備の機能追加

(20) クリーンパーク茂原再整備の推進【新規・重点】

ごみ焼却による熱エネルギー等を最大限活用するなど、環境にも配慮しつつ本市に適したごみ焼却施設の整備を推進します。

【主な取組】

- 次期ごみ焼却施設整備等に向けた検討，現地調査の実施

(21) 災害廃棄物の適正処理の推進

災害時に発生する災害廃棄物に迅速かつ適切に対応するため、一時保管場所の確保や事業者との協力体制の構築等、収集から処分までの一貫した体制を整備します。

【主な取組】

- 災害廃棄物仮置場リストの更新
- 災害に備えた研修等の実施
- 災害発生時の迅速な対応

【基本施策3-2】 適正な排出指導・監視の推進

施策事業	
(22)	事業系ごみの適正処理の推進【重点】
(23)	不法投棄の未然防止, 拡大防止の推進
(24)	きれいなまちづくりの推進

【取組指標】 事業所への戸別訪問指導の実施率

適正な排出等の推進のために, 指導対象である大・中規模事業所の訪問指導件数の実施率を指標に設定します。

事業所への戸別訪問指導の実施率

令和6年度:100%/年

令和12年度:100%/年を維持

(22) 事業系ごみの適正処理の推進【重点】

ごみの多量排出事業者に対する戸別訪問指導を計画的に実施するとともに, 清掃工場に搬入されたごみの展開調査等に基づく指導・監視を強化するなど, 不適正ごみの搬入防止を図り, 事業系ごみの適正処理を推進します。

【主な取組】

- 事業所への戸別訪問指導（再掲）
- 展開調査（搬入・排出指導）結果等に基づく指導・監視の強化
- 産廃排出者向け講習会（県共催）の開催

(23) 不法投棄の未然防止, 拡大防止の推進

パトロール・カメラの設置による監視や地域における監視・清掃活動の支援により、地域の良好な環境保全を図ります。

【主な取組】

- 監視パトロールによる巡回監視
- 監視カメラによる定点監視
- 地域住民の監視・清掃活動への支援

(24) きれいなまちづくりの推進

「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく巡回指導に加え、ごみのポイ捨て防止等について、様々な機会等を活用した効果的な周知啓発により、市民が快適に暮らすことができる「きれいなまち宇都宮」を実現します。

【主な取組】

- ポイ捨て防止合同パトロールの実施
- 指導員による夜間巡回の実施
- 樹木繁茂・ごみ屋敷の適正管理指導

各基本方針を横断する取組

近年のごみの減量・資源化意識の高まりを活かし、「サーキュラーエコノミーへの移行を支える取組」や「食品ロス削減の推進」など、各基本方針を横断する取組により、効果的に市民・事業者の意識醸成・行動変容の促進を図ります。

1 サーキュラーエコノミーへの移行を支える取組

国では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会活動からの脱却を図るため、生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を推進しています。

廃棄物分野においても、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すことは重要であり、本市においても、サーキュラーエコノミーへの移行を推進する国の動向を踏まえ、リサイクル（再生利用）をはじめとした3Rに取り組むなど、各種施策事業を通して市民・事業者の更なる意識の醸成や行動変容の促進を図ります。

関連する施策と主な取組（第3章 1 施策体系 20ページ～34ページより抜粋）

【基本方針1】 発生抑制・再使用の促進

■脱炭素・3R普及啓発の推進

▶▶▶ 脱炭素・サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた出前講座の開催

■プラスチックごみの発生抑制の推進

▶▶▶ プラスチックとのかしこい付き合い方など「プラスチック・スマート」の普及啓発

■粗大ごみ等のリユースの推進

▶▶▶ 未修繕粗大ごみ（家具等）の民間事業者への売払い実証実験

■資源物等の分別徹底による資源化の推進

▶▶▶ プラスチック製品の分別収集による資源化

■新たな資源循環利用の検討

▶▶▶ 水平リサイクル・SAFなど先進技術の調査・研究

■事業系ごみの適正処理の推進

▶▶▶ 事業所への戸別訪問指導

【基本方針2】 資源循環利用の促進

【基本方針3】 適正な処理の推進

2 食品ロス削減の推進

世界では、人口の増加や気候変動に伴う食料危機などにより、栄養不足の状態にある人々が多数存在している一方で、我が国では、多くの食料を海外からの輸入に依存しているにもかかわらず、本来食べることのできる食品が日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しており、本市においても、家庭系焼却ごみの中には約9.6%、事業系焼却ごみの中には約25.4%の食品ロスが含まれていることから（令和6年度ごみ組成分析調査結果）、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、更なる削減に取り組んでいく必要があります。取組に当たっては、食品ロスが生産、製造、販売、消費等のあらゆる段階で発生することを踏まえ、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識しながら、一体となって3R（発生抑制・再利用・再生利用）を推進していくことが重要です。

本計画においても引き続き「一般廃棄物処理基本計画」の基本方針から食品ロス削減に関連する施策を「宇都宮市食品ロス削減推進計画」に位置付け、横断的に取り組むことにより、「食品ロスの発生抑制」や「食品廃棄物の再生利用」等を効果的・効率的に推進するとともに、食品ロス削減の取組後に発生した生ごみにおいても減量・資源化を図ります。

※宇都宮市食品ロス削減推進計画は（資料編）●ページから●ページに掲載

各主体の役割

<p>● 市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地球環境問題の側面を含む食品ロス問題の重要性を理解・共有します。○ 日々の暮らしの中で食品ロス削減につながる取組を実践します。
<p>● 事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none">○ 社会的な責任として食品ロス問題の重要性を理解します。○ サプライチェーン全体で発生する食品ロスを把握します。○ 事業活動における食品ロス削減に繋がる取組や食品リサイクルを実践します。
<p>● 市（行政）の役割</p> <ul style="list-style-type: none">○ 率先して食品ロスの削減に向けた取組を実践します。○ 市民・事業者の取組に対する積極的な支援を進めます。

【基本方針1】
発生抑制・再使用の促進

■脱炭素・3R普及啓発の推進

》》 3R行動の定着に向けた周知啓発

■エコショップ等の普及促進

》》 食品ロス・プラスチックごみ削減等の取組発信

■食品ロス発生抑制の推進

》》 フードドライブの実施

》》 エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及

》》 市関係部局等と連携した災害用備蓄食品の有効活用

》》 事業所への戸別訪問指導

■家庭系生ごみ削減の推進

》》 生ごみの水切り排出の徹底

》》 家庭用生ごみ処理機の購入費助成

■食品廃棄物の資源化の推進

》》 市庁舎・スーパー等における廃食用油の拠点回収

》》 学校給食残渣等の資源化に向けた調査・研究

■事業系ごみの適正処理の推進

》》 事業所への戸別訪問指導

【基本方針2】
資源循環利用の促進

【基本方針3】
適正な処理の推進

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

1 収集運搬体制

脱炭素を見据えた循環型社会の形成に向けて、排出された資源とごみについては、市としての一般廃棄物の処理責任を果たすため、積極的にごみの減量・資源化を推進し、事業者とも連携しながら、適切な収集運搬を実施し、安全かつ適正に処理を行います。

また、法制度の改正を含めた国等の動向や、少子・超高齢社会の進行、人口減少、DXの推進等の社会環境の変化等への対応も求められています。収集するごみと資源物の量とのバランスを考慮しながら、必要な運搬能力を確保しつつ、本市に適した収集運搬体制の構築を目指します。

(1) 家庭系一般廃棄物

収集頻度、収集方式については、現行体制を継続し、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上により、収集品目の変更や資源とごみの排出量に変動が生じた場合には見直しを行います。また、分別区分については、「プラスチック資源循環法」への対応に向け、現在焼却ごみとしている「プラスチック製品」の資源化を実施します。

なお、収集運搬体制については、業務委託による収集運搬を基本とし、安全かつ効率的な体制を確保します。

(2) 事業系一般廃棄物

事業者から排出される一般廃棄物については、本市の分別区分に従い、事業者自ら又は収集運搬許可業者への委託により、中間処理施設まで運搬するものとします。

(3) 特別管理一般廃棄物

排出事業者等は、他の廃棄物と区分し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、処理業者に委託し適正に処理します。

また、在宅医療により家庭から排出されるものであっても、鋭利なものや感染するおそれがあるものについては特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等を通じて処理します。

*特別管理一般廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある性状を有するものとして、以下の廃棄物が特別管理一般廃棄物に指定されています。

- ・PCBを使用した製品等
- ・処理能力が1日5t以上のごみ処理施設の焼却施設から排出されるばいじんのうち集塵施設によって集められたもの
- ・感染性一般廃棄物

(4) 市が収集しない一般廃棄物

特定家庭用機器再商品化法に基づき再生利用等が義務付けられている、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、資源化を進めていくため、違法業者による回収や不法投棄の抑制、処理方法の周知等を行います。

また、国が指定する適正処理困難物（平成6年6月環境省「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の3の規定に基づく指定）、農薬や石油類等の有害性・危険性のある廃棄物については、販売店や専門業者への処理を依頼するよう周知等を行います。

表2-13 市で適正処理ができない・収集しないもの

区分	対象物
有害性のあるもの	農薬、薬品類
危険性のあるもの	プロパンガス・酸素ボンベ、バッテリー、消火器、火薬
引火性のあるもの	溶剤、塗料、ガソリンや灯油等の揮発性の液体
悪臭を発するもの	汚物、汚泥
市施設での処理が困難、または処理施設の機能に支障が生じるおそれがあるもの	自動車用タイヤ、スプリング入りマットレス・ソファ、ピアノ、畳、建築廃材、組立式物置、流し台、洗面台、ポイラー、浴槽、温水器、浄化槽、便器、ドラム缶、コンクリート片、耐火金庫、瓦、オートバイ（部品含む）、自動車（部品含む）等

2 中間処理体制

処理体制については、現行体制を継続しますが、焼却施設においては、クリーンパーク茂原は供用開始から24年が経過しているため、次期ごみ焼却施設の整備（クリーンパーク茂原の再整備）に取り組みます。次期ごみ焼却施設においては、安定的なごみ処理体制の構築に加え、脱炭素の推進に資するよう、地球温暖化対策やごみの処理に伴い発生するエネルギーの有効活用を進めていきます。

広域における処理体制については、上三川町との2市町における広域処理を継続して実施します。

また、本市で処理やりサイクルができない廃棄物については、民間事業者を活用します。

3 最終処分体制

エコパーク下横倉での埋立処分を継続します。

なお、エコパーク下横倉の埋立計画期間は令和17年度を予定しており、最終処分量の削減等により埋立期間の延長を図りますが、埋立容量には限りがあります。次期ごみ焼却施設の整備を踏まえながら、次期最終処分場についても検討していきます。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針

第3章 生活排水処理基本計画の施策体系

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

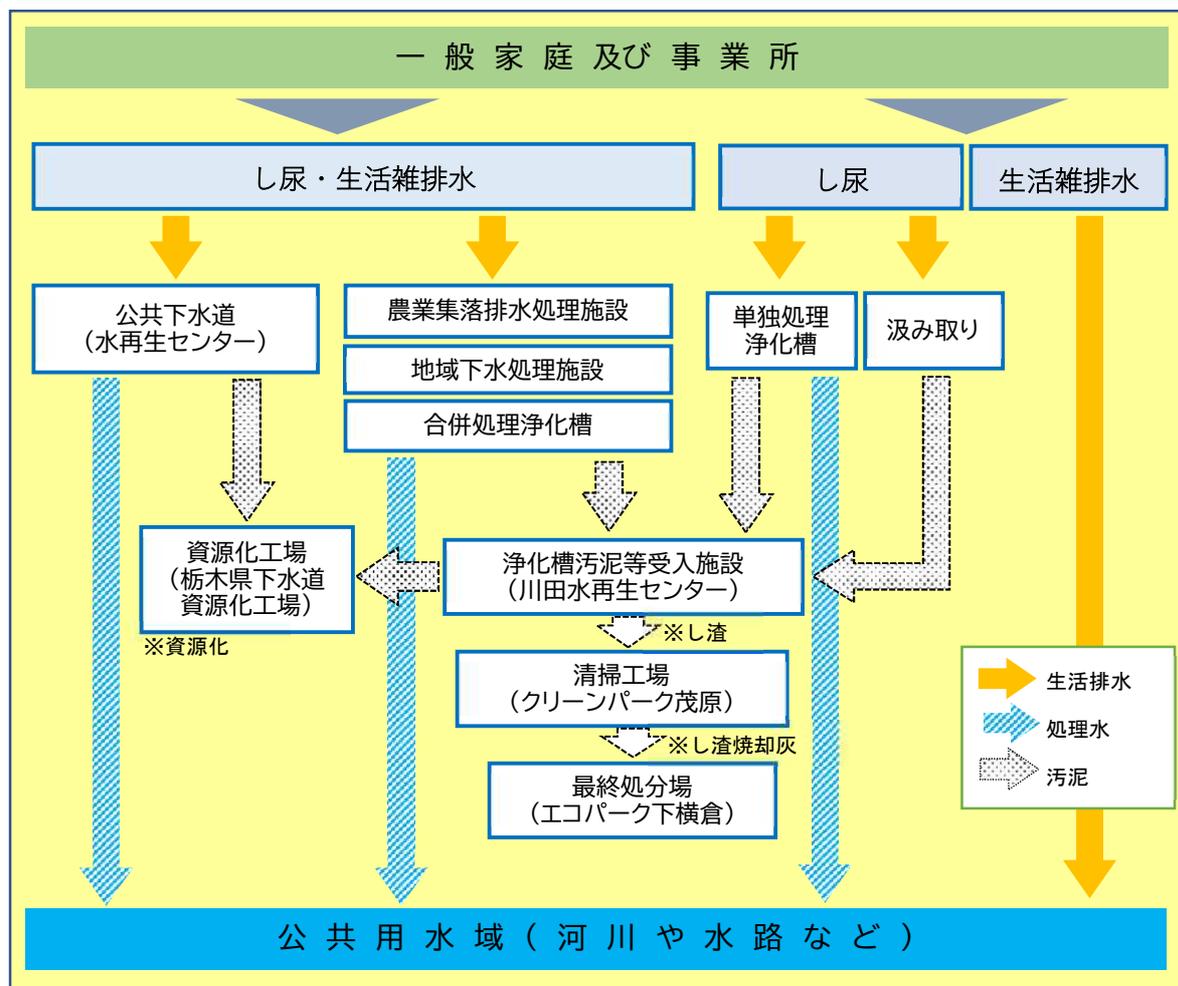
第1章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 処理体系

本市の家庭などから発生する生活排水（し尿及び生活雑排水）は、公共下水道や農業集落排水処理施設、地域下水処理施設等に集めて処理（集合処理）するほか、合併処理浄化槽により各家庭等で個別に処理（個別処理）していますが、単独処理浄化槽や汲み取り世帯においては、し尿のみを処理し、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

また、農業集落排水処理施設、地域下水処理施設、合併処理浄化槽等から発生する汚泥と汲み取りし尿については、本市の中間処理施設（東横田清掃工場）へ搬入し、処理を行っていましたが、令和3年1月から下水処理施設（川田水再生センター）における下水汚泥との一体処理方式に変更して処理を行っています。



(2) 生活排水処理施設の整備状況

ア 生活排水処理施設の状況

生活環境や公共用水域の水質向上・保全を図るため、「宇都宮市環境基本計画」や「宇都宮市上下水道基本計画」に基づき、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進めてきました。

生活排水処理施設の整備に当たっては、市街化区域については公共下水道で整備を進め、市街化調整区域については、経済性や効率性の観点から、一部区域を特定環境保全公共下水道や農業集落排水処理施設の集合処理とし、それ以外の区域は、個別処理である浄化槽整備事業による整備を推進してきました。

表 3 - 1 生活排水処理施設の整備状況

項 目	内 容
公共下水道	令和6年度末時点の事業計画区域10,156.7haに対する整備面積は、9,779.6haであり、整備率は96.3%
農業集落排水処理施設	計画した14地区の整備が終完了 ※うち3地区（平出・下平出・柳田）は公共下水道に接続し、 処理施設を廃止
地域下水処理施設	民間開発団地に設置された9施設を市に移管
合併処理浄化槽	整備対象区域内における、令和6年度までの計画基数8,927基に対する整備基数は8,042基であり、整備率は90.1%

イ 普及人口の推移

生活排水処理普及人口及び普及率は、公共下水道の整備が進んだことにより増加・上昇し、令和6年度の生活排水処理人口普及率は、99.4%となっています。

表3-2 普及人口の推移

(単位：人)

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
行政人口※ ¹	519,965	517,346	515,902	514,157	513,086
生活排水処理普及人口※ ²	514,960	513,835	512,522	511,045	510,151
公共下水道	469,342	470,987	470,617	469,169	469,191
農業集落排水処理施設	11,917	11,585	11,249	10,578	8,863
地域下水処理施設	11,786	11,175	11,166	11,057	11,138
合併処理浄化槽	21,915	20,088	19,490	20,241	20,959
生活排水処理人口普及率※ ³	99.0%	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%

※1：行政人口は、各年度の3月末における住民基本台帳人口

※2：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が完了し、使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽整備区域内の人口

※3：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が完了し、使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽整備区域内人口の行政人口に占める割合

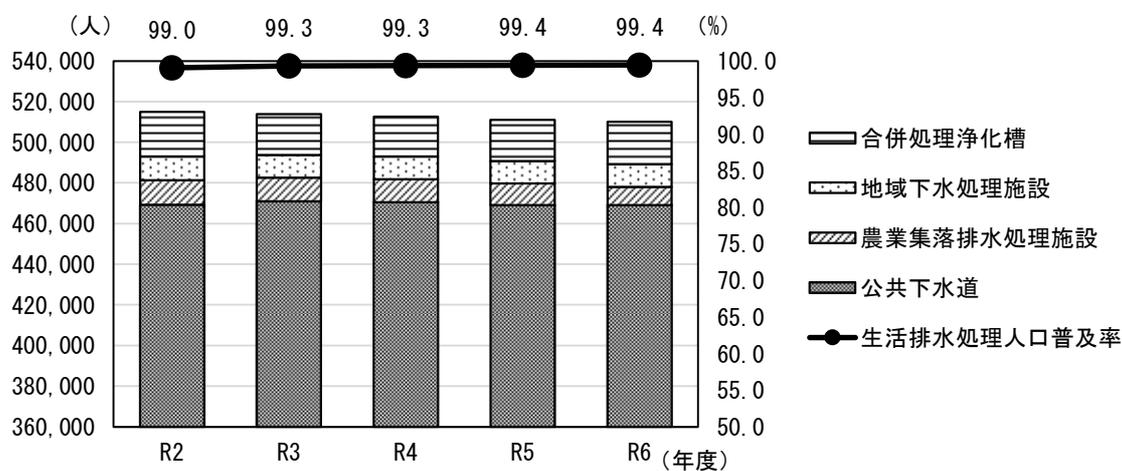


図3-2 普及人口の推移

ウ 処理人口の推移

生活排水処理人口及び処理率は、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換等が進んだことにより増加・上昇し、令和6年度の生活排水処理率は、97.0%となっています。

表3-3 処理人口の推移

(単位：人)

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
行政人口※ ¹	519,965	517,346	515,902	514,157	513,086
生活排水処理人口※ ²	499,078	498,813	498,695	497,711	497,902
公共下水道	447,208	450,193	450,211	449,786	451,473
農業集落排水処理施設	9,965	9,871	9,769	9,360	8,363
地域下水処理施設	11,786	11,175	11,166	11,057	11,138
合併処理浄化槽	30,119	27,574	27,549	27,508	26,928
生活排水処理率※ ³	96.0%	96.4%	96.7%	96.8%	97.0%

※1：行政人口は、各年度の3月末における住民基本台帳人口

※2：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽を使用している人口

※3：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

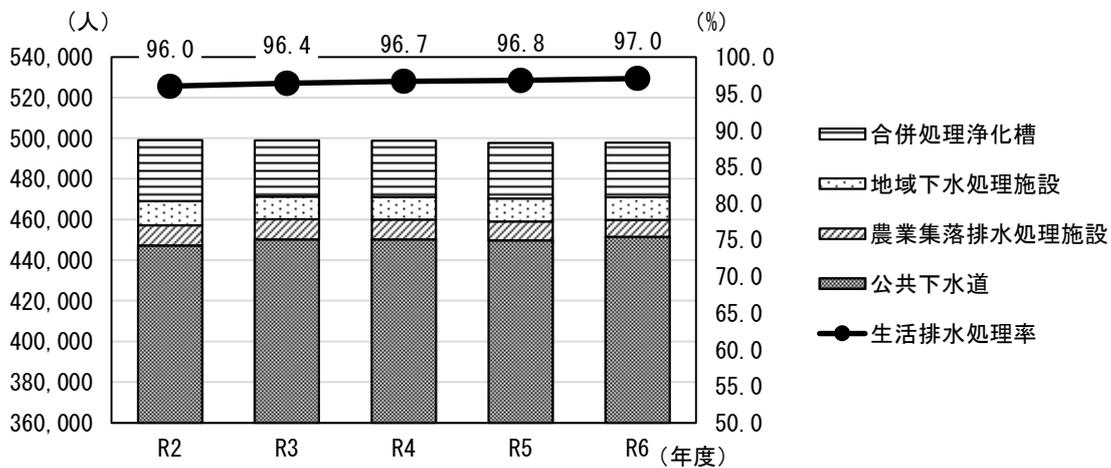


図3-3 処理人口の推移

2 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

(1) し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

1日当たりのし尿・浄化槽汚泥の処理量については、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換等によって令和3年度以降、減少傾向にあります。なお、令和6年度の1日当たりの汲み取りし尿処理量は、12.8kL/日、浄化槽汚泥処理量は99.7kL/日となっています。

表3-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
汲み取りし尿処理量 (kl/日)	15.9	15.9	14.8	13.9	12.8
浄化槽汚泥処理量 (kl/日)	99.5	105.0	104.9	101.6	99.7
合計 (kl/日)	115.4	120.9	119.7	115.5	112.5
汲み取り人口 (人)	10,914	9,941	9,309	8,637	7,453
浄化槽処理人口 (人)*	61,843	57,212	56,382	55,734	54,160

※農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽・単独処理浄化槽を使用している人口

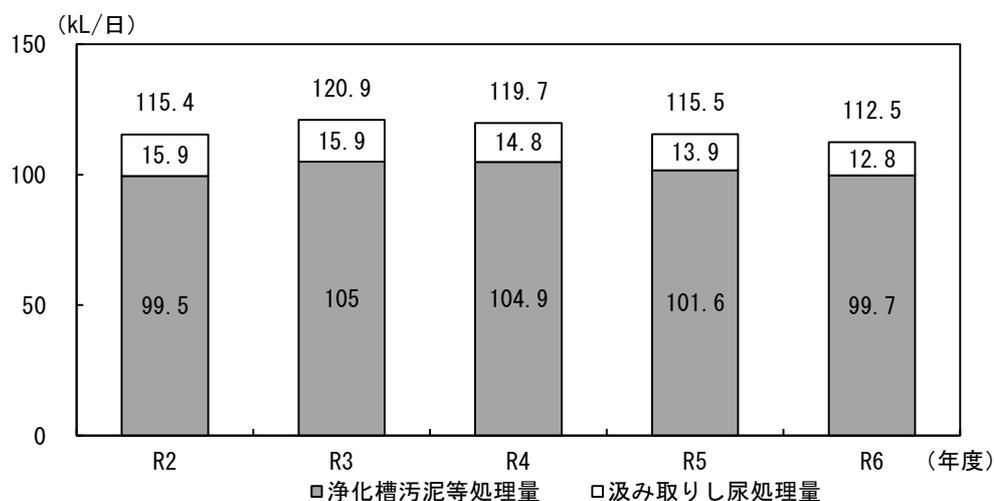


図3-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(2) 収集運搬体制

し尿については、市内全域を市が委託した業者が収集運搬しています。

また、浄化槽汚泥については、許可業者11者（令和7年4月1日現在）が収集運搬しています。

(3) 中間処理体制

し尿・浄化槽汚泥は、中間処理施設（東横田清掃工場）に搬入後、水処理され、濃縮・脱水・乾燥・焼却の処理を行っていましたが、令和3年1月から、下水処理施設（川田水再生センター）内における浄化槽汚泥等受入施設の供用を開始し、下水汚泥との一体処理方式に変更して処理を行っています。川田水再生センターに搬入後、受入施設において、ごみの除去や濃度調整などの前処理を行った上で下水汚泥と一体的に処理し、肥料などの原材料へリサイクルを行っています。

なお、板戸地区農業集落排水処理施設の汚泥は、併設施設において肥料化され、農家に還元しています。

表3-5 中間処理施設

施設名	竣工	処理能力	備考
東横田清掃工場 水処理施設 (低希釈二段 活性汚泥方式)	昭和 59 年度	185kl/日	下水汚泥との一体処理開始に伴い、 令和3年度に閉鎖
東横田清掃工場 汚泥乾燥焼却施設	昭和 57 年度	30t/7h	下水汚泥との一体処理開始に伴い、 令和3年度に閉鎖
川田水再生センター	昭和 53 年度	159, 300 m ³ /日	浄化槽汚泥等受入施設は、令和3年 1月に供用を開始した。 搬入汚泥は下水汚泥と一体的に処 理し、処理された下水汚泥は、栃木 県下水道資源化工場での資源化及 び肥料等原料として業者に処理を 委託。し渣については焼却後、埋立 処分を行っている。
川田水再生センター 浄化槽汚泥等 受入施設	令和 2 年度	174.2kl/日	

(4) 最終処分体制

中間処理施設（東横田清掃工場）から発生した汚泥の焼却灰は、最終処分場であるエコパーク板戸に埋立処分をしていましたが、浄化槽汚泥等受入施設の供用開始後は、受入施設における前処理工程で発生するし渣については、市の清掃工場（クリーンパーク茂原）で焼却処理後、焼却灰を最終処分場において埋立処分を行っています。

なお、エコパーク板戸は令和2年度に受入を終了したため、その後は、新たに整備されたエコパーク下横倉において埋立処分を行っています。

表3-6 最終処分場

施設名	計画期間	埋立能力
エコパーク板戸	平成16年度から令和2年度まで	355,000m ³
エコパーク下横倉	令和2年度から令和17年度まで	290,000m ³

3 目標値の進捗状況と課題

(1) 生活排水処理施設の整備推進

ア 目標値の進捗状況

生活排水処理普及人口及び生活排水処理人口普及率は、公共下水道の計画的な整備により、着実に増加・上昇しており、令和6年度実績は99.4%と堅調に推移しています。

表3-7 生活排水処理人口普及率の実績及び目標値

(単位：%)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	99.1	99.4	99.7	99.8	99.9	100.0	100.0	100.0
実績値	99.0	99.3	99.3	99.4	99.4	—	—	—

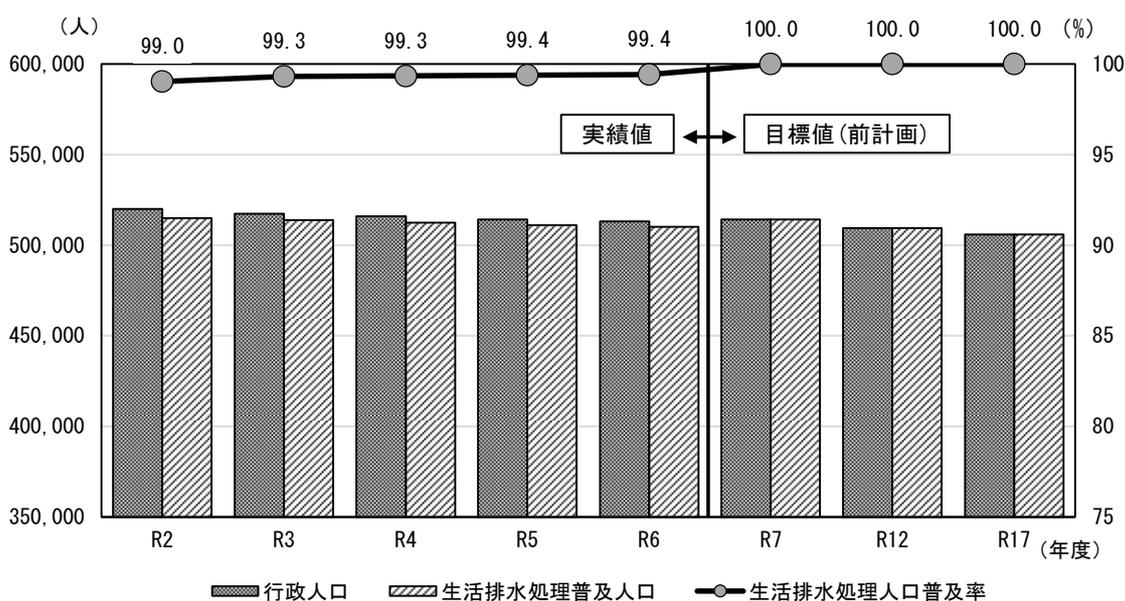


図3-5 生活排水処理人口普及率の実績及び目標値

イ 課題

着実に生活排水処理施設の整備は進んでいますが、主な未整備箇所としては土地区画整理事業地内であるため、引き続き、土地区画整理事業などの関連事業と調整を図りながら計画的に整備を推進していく必要があります。

(2) 生活排水処理施設への接続促進

ア 目標値の進捗状況

生活排水処理人口及び生活排水処理率は、公共下水道及び農業集落排水処理施設の未接続世帯への戸別訪問指導や合併処理浄化槽の設置に関する周知啓発などの接続促進に係る取組により、着実に増加・上昇しており、令和6年度実績は97.0%と堅調に推移しています。

表3-8 生活排水処理率の実績及び目標値

(単位：%)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	96.1	96.5	96.9	97.3	97.7	98.1	100.0	100.0
実績値	96.0	96.4	96.7	96.8	97.0	—	—	—

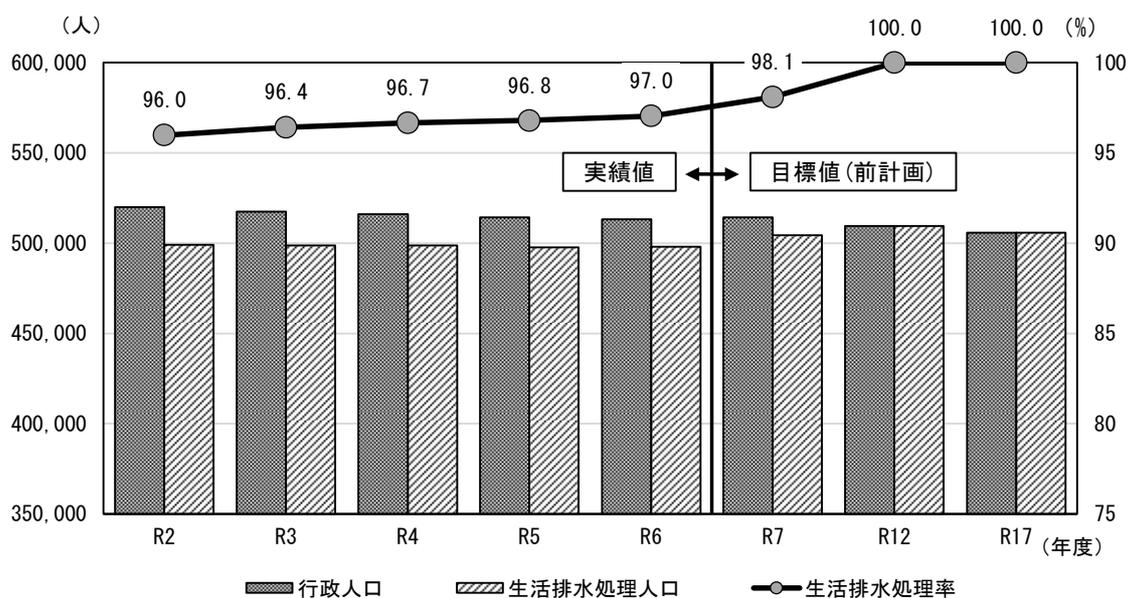


図3-6 生活排水処理率の実績及び目標値

イ 課題

着実に生活排水処理施設への接続は進んでいますが、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換は住民の協力が必要不可欠であり、接続への理解が得られるよう戸別訪問指導等の周知啓発を継続的に実施する必要があります。

(3) 生活排水処理施設の適正管理

ア 目標値の進捗状況

浄化槽の受検率は、未受検者に対する受検促進通知の送付により着実に上昇しており、令和6年度実績は85.7%と堅調に推移しています。

表3-9 浄化槽法第11条検査受検率の推移

(単位：%)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	73.3	75.4	78.4	81.3	84.3	87.3	100.0	100.0
実績値	72.1	81.4	84.9	84.9	85.7	—	—	—

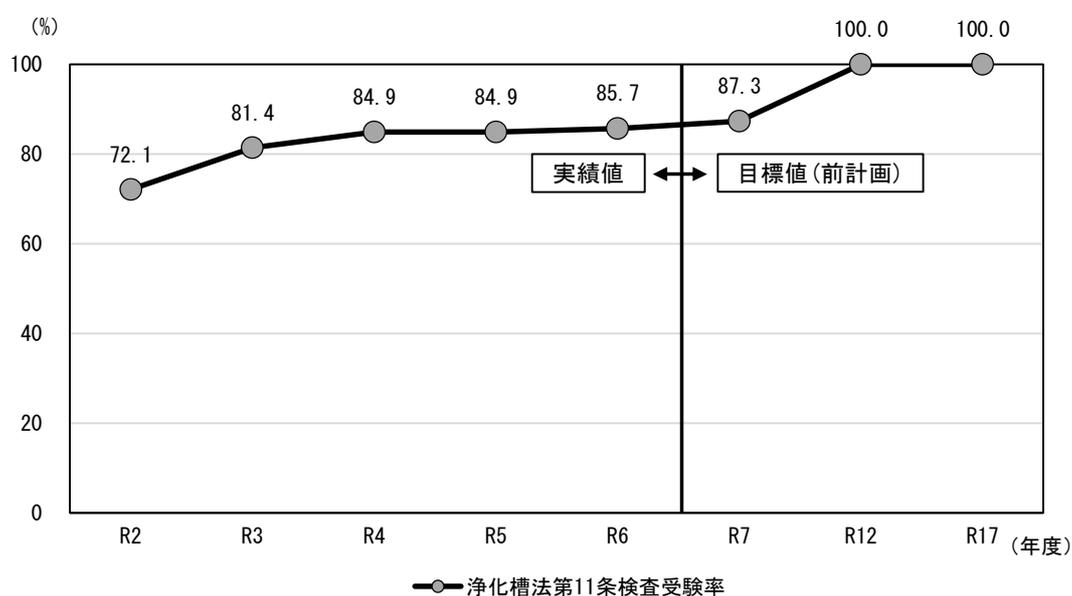


図3-7 浄化槽法第11条検査受検率の推移

イ 課題

検査の受検について広報するとともに、未受検者には受検を促す文書を送付していることから、受検率は順調に上昇していますが、今後とも受検率の更なる向上に向け、周知啓発を継続的に実施する必要があります。

(4) し尿・浄化槽汚泥の適正処理

ア 目標値の進捗状況

し尿・浄化槽汚泥処理量は、コロナ渦によって一時的に増加したものの、令和3年度以降は生活排水処理施設への接続等により減少傾向であり、令和6年度実績は112.5kl/日と令和2年度実績の115.4kl/日から減少しています。

表3-10 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：kl/日)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	113.0	109.4	100.8	90.7	82.0	73.2	50.1	46.8
実績値	115.4	120.9	119.7	115.5	112.5	—	—	—

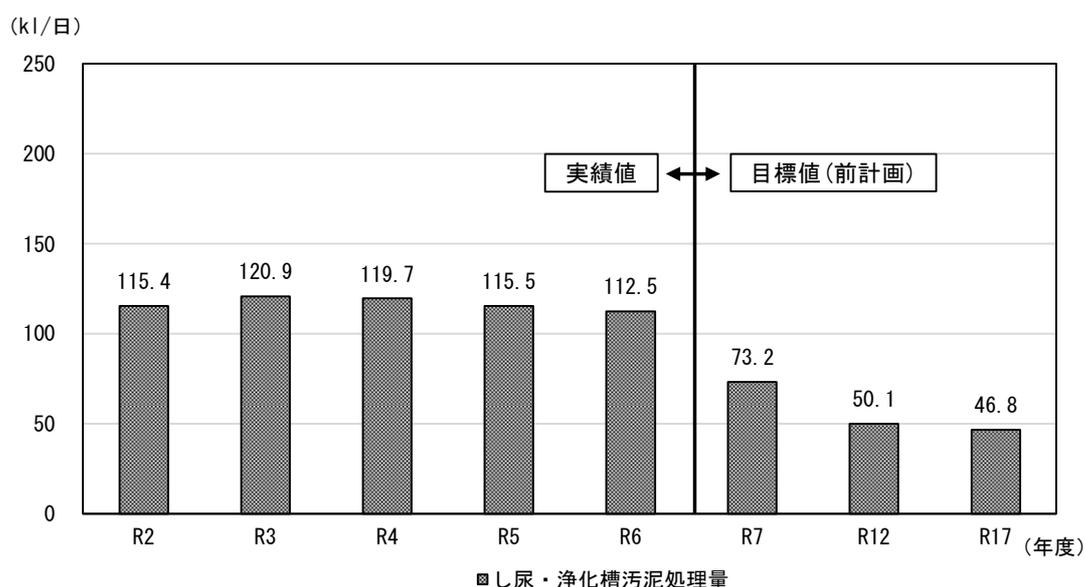


図3-8 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

イ 課題

し尿・浄化槽汚泥処理量は、単独処理浄化槽及び汲み取りトイレから下水道への接続や合併処理浄化槽への転換により減少する見通しであり、接続等の周知啓発を実施しているが、接続等に当たっては住民協力が必要不可欠であるため、周知啓発を継続的に実施する必要があります。

(5) し渣焼却灰の適正処理

ア 目標値の進捗状況

し渣焼却灰埋立量は、令和6年度実績で57.5tであり、し尿・浄化槽汚泥処理量と同様、令和3年度から減少傾向にあります。

表3-11 し渣焼却灰埋立量の推移

(単位：t)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	—	55.9	51.5	46.3	41.9	37.4	25.6	23.9
実績値	—	61.8	61.2	59.0	57.5	—	—	—

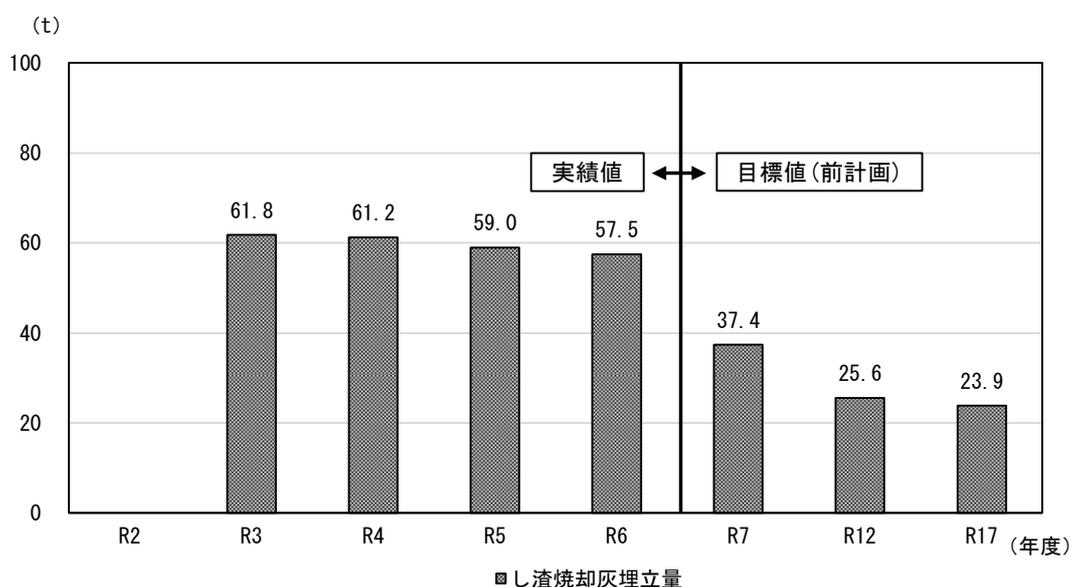


図3-9 し渣焼却灰埋立量の見通し

イ 課題

し渣焼却灰埋立量は、し尿・浄化槽汚泥処理量と同様、単独処理浄化槽及び汲み取りトイレから下水道への接続や合併処理浄化槽への転換により減少する見通しであり、接続等の周知啓発を実施しているが、接続等に当たっては住民協力が必要不可欠であるため、周知啓発を継続的に実施する必要があります。

第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針

1 基本理念

本市では、これまで進めてきた生活排水処理施設の整備により、市内河川の水質は向上・保全されていますが、依然として一般家庭から未処理のまま流される生活雑排水が見受けられます。また、河川の水質を向上させることは本市だけでなく、下流の自治体の住民にも有益です。

今後、進行する人口減少・超高齢化社会においても、生活排水処理施設を効率的に管理し、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や、合併処理浄化槽への転換を促進するなど、生活排水の適正処理を推進していくことで良好な水環境が確保されることから、市民が「快適に暮らせるまち」の実現を目指すために、次のように基本理念を掲げます。

【基本理念】

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

2 本計画の特徴

今回の計画においては、本市の生活排水処理施設が概成している状況を踏まえ、生活排水処理施設への接続・転換を促進する取組や施設の老朽化・人口減少が進行する中であっても、持続可能な生活排水処理事業となるよう、効率的な維持運営管理を推進するための取組に重点化を図りました。

【主な取組】

- 公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換促進に向けた取組を進めます。
- 農業集落排水処理施設及び地域下水道処理施設について、維持管理の効率化を図るため、生活排水処理施設の公共下水道への接続による統廃合や設備の更新・修繕による長寿命化、合併処理浄化槽の活用を含めた施設小規模化に向けた取組を進めます。

3 基本方針

基本理念の実現を目指して、以下に示す2つの基本方針を設定します。

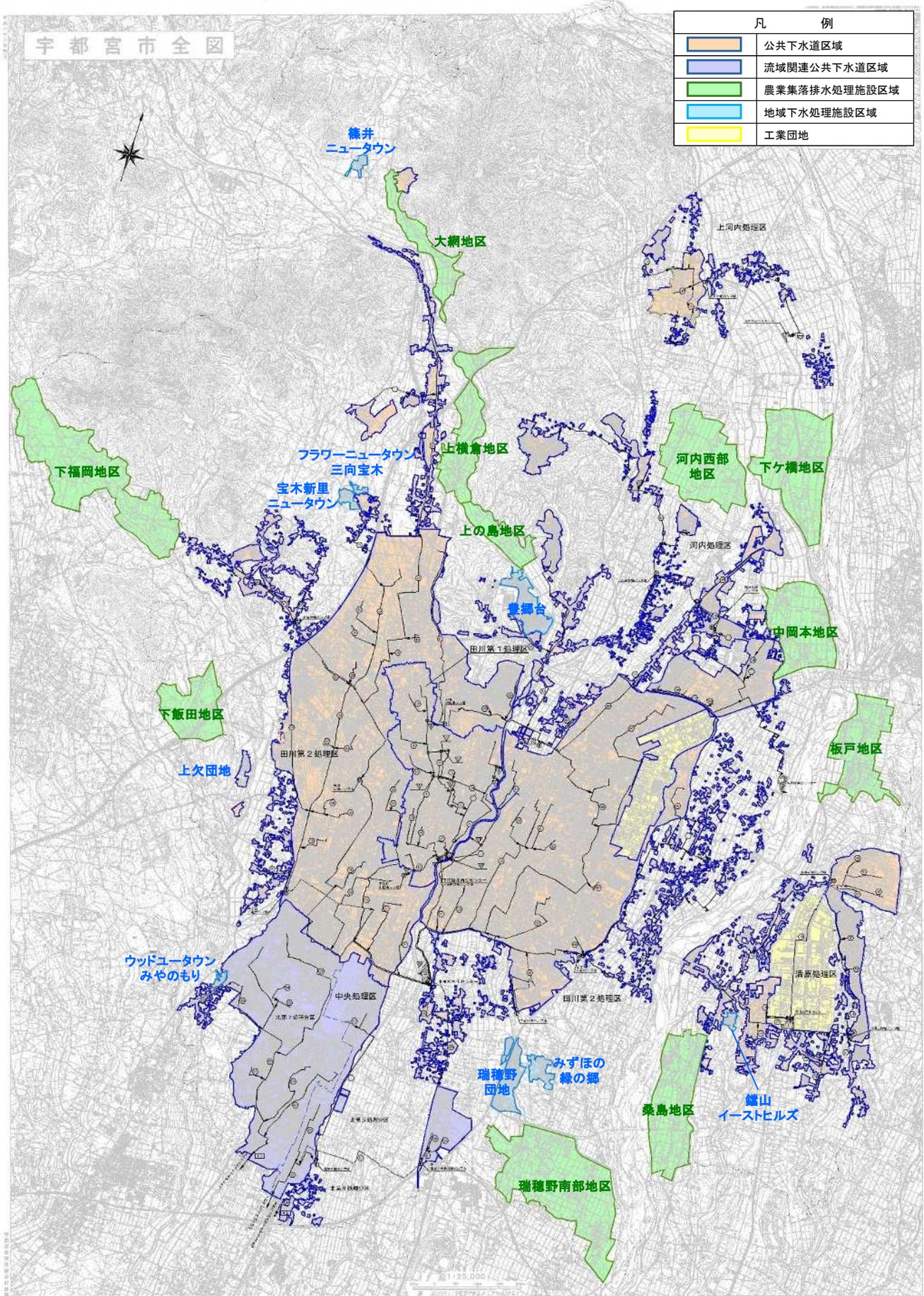
基本方針 1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

生活環境や公共用水域の水質向上・保全に向け、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進めるとともに、持続可能な生活排水処理事業とするため、効率的な運営管理を目指します。

基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥の現状を踏まえ、循環型社会の形成に貢献するため、本市の実情に即した適正かつ安定した収集運搬・処理体制の継続を目指します。

図3-10 生活排水処理整備区域図



4 基本指標

[基本指標 1] 生活排水処理率

生活排水処理施設に接続され、生活排水が衛生的に処理されているか状況を確認する指標です。「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽を使用している人口」が、行政人口に占める割合で表します。

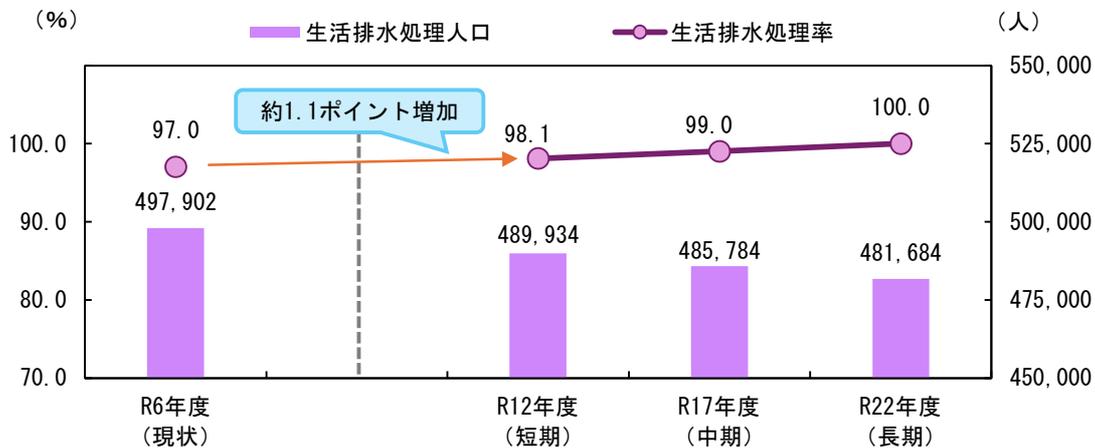
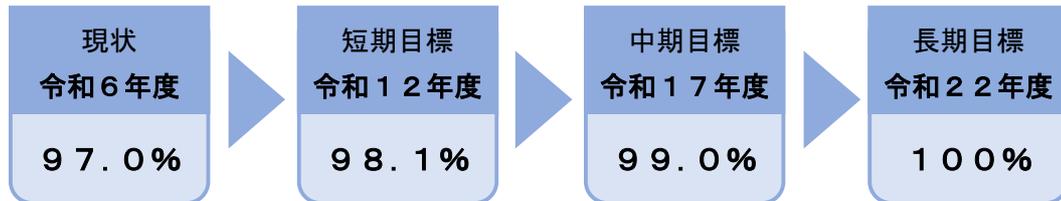


図 3 - 1 1 生活排水処理率の目標値

表 3 - 1 2 生活排水の処理形態別人口及び処理率の目標

(単位：人)

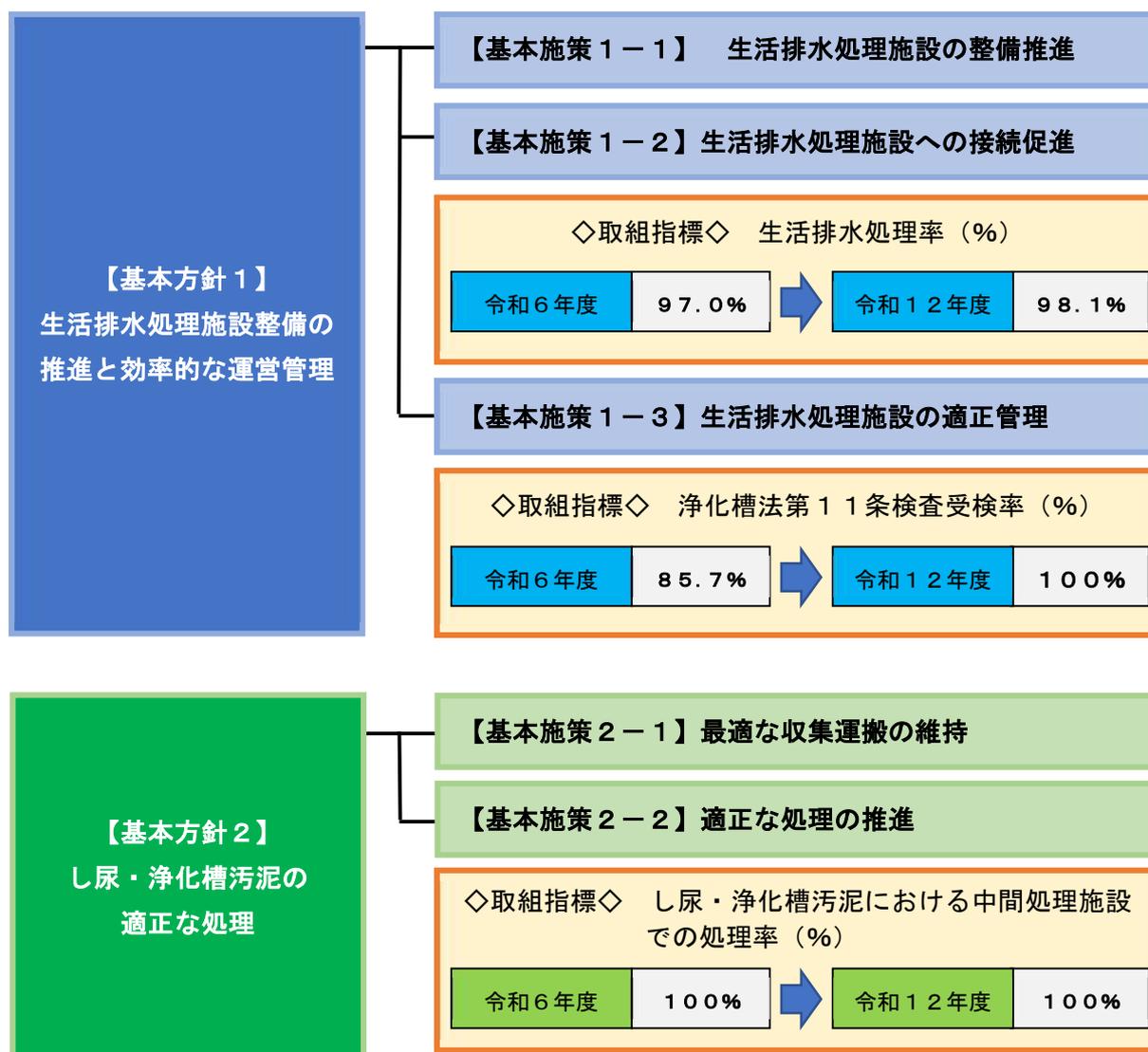
項目	実績値	目標値		
	R6年度	R12年度	R17年度	R22年度
行政人口 (A)	513,086	499,367	490,499	481,684
生活排水処理人口 (B)	497,902	489,934	485,784	481,684
公共下水道	451,473	451,290	453,033	452,627
農業集落排水処理施設	8,363	8,301	8,292	7,754
地域下水処理施設	11,138	6,097	2,313	1,254
合併処理浄化槽	26,928	24,246	22,146	20,049
生活排水未処理人口	15,184	9,433	4,715	0
単独処理浄化槽	7,731	4,803	2,401	0
し尿汲み取り	7,453	4,630	2,314	0
生活排水処理率 (B/A)	97.0%	98.1	99.0	100.0

第3章 生活排水処理基本計画の施策体系

1 施策体系

基本理念である「良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します」に向け、生活排水の適正処理に係る施策に取り組んでいきます。

本計画では、1つの基本指標の達成を目指し、2つの基本方針のもと、5つの基本施策と7つの施策事業を展開します。



施 策 事 業

公共下水道の整備推進

合併処理浄化槽の整備推進【重点】

生活排水処理施設への接続促進【重点】

生活排水処理施設の統廃合等の推進【重点】

合併処理浄化槽の適正管理の推進【重点】

最適な収集運搬の実施

適正な中間処理・最終処分の実施

生活環境や公共用水域の水質向上・保全に向け、生活排水処理施設の整備や接続促進、適正管理の施策を展開します。

【基本施策 1－1】 生活排水処理施設の整備推進

施策事業	
(1)	公共下水道の整備推進
(2)	合併処理浄化槽の整備推進【重点】

(1) 公共下水道の整備推進

公共下水道事業計画区域において、未処理の生活排水が河川等に放流されるのを防止するため、関連事業である土地区画整理事業等との連携により、未整備地区の計画的な整備を推進します。

【主な取組】

- 公共下水道の整備

(2) 合併処理浄化槽の整備推進【重点】

浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽や汲み取りトイレからの転換を含む合併処理浄化槽の設置を促進するため、補助制度を継続するとともに、戸別訪問などの啓発活動の充実を図ります。

【主な取組】

- 浄化槽設置費補助制度の実施
- 広報媒体を活用した生活排水の適正処理の必要性及び設置補助制度に関する周知啓発
- 清掃業者、指定検査機関と連携した設置補助制度に関する周知啓発

コラム「合併処理浄化槽」ってなに？

「合併処理浄化槽」は、家庭から出る「生活排水（＝し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）」のすべてを浄化できるスグレものです。し尿処理だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所、お風呂、洗濯等の排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけてしまいます。浄化槽は地面に埋められているためよくわからないという方が多いと思いますが、これを機会に、自宅の排水処理の方法を調べてみましょう。

「合併処理浄化槽」では、水中の微生物の働きを利用して、汚れた水をきれいにしています。それらの微生物には、空気を好む「好気性微生物」と空気が嫌いな「嫌気性微生物」がいます。微生物たちは、水中の汚れ（有機物）をエサにして、数をどんどん増やしていきます。浄化槽をうまく働かせるためには、微生物たちの特徴に合わせて、元気になるような環境や条件を整えることが大切です。



資料) 環境省「浄化槽サイト 自然にやさしい浄化槽のひみつ」より

【基本施策 1 - 2】生活排水処理施設への接続促進

施策事業

(3) 生活排水処理施設への接続促進【重点】

【取組指標】生活排水処理率

公共下水道・農業集落排水処理施設への接続を促進し、生活排水が処理施設に接続され衛生的に処理されているかを表す指標として、生活排水処理率を取組指標に設定します。

生活排水処理率

令和6年度
97.0%

令和12年度
98.1%

令和17年度
99.0%

令和22年度
100%

(3) 生活排水処理施設への接続促進【重点】

公共用水域の水質保全に向け、公共下水道及び農業集落排水処理施設の未接続世帯に対する戸別訪問及び周知啓発などにより、接続促進に取り組みます。

【主な取組】

- 新規整備地区における工事前説明の実施による未接続者発生防止
- 効果的・効率的な戸別訪問先の選定・指導の実施
- 関係機関や様々な広報媒体を活用した周知啓発

コラム「生活雑排水」ってどんなもの？

家庭から出る生活排水のうちで、もっとも汚れがひどいものは、台所や風呂、洗濯機からの排水です。この台所や風呂、洗面、洗濯などトイレ以外から出る汚水を生活雑排水といます。一人が1日の生活でどのくらい水を汚しているかをBOD（有機物）の量で表すと、約40グラムであり、その内訳はトイレが13グラム、生活雑排水が27グラム（このうち台所の汚水が18グラム）となっています。いかにトイレ以外の生活雑排水の汚れが大きいかわかります。



◎一人1日当たりの生活排水の負荷割合

台所 18g	風呂 5g	洗濯 4g	トイレ 13g
-----------	----------	----------	------------

【基本施策1-3】 生活排水処理施設の適正管理

施策事業	
(4)	生活排水処理施設の統廃合等の推進【重点】
(5)	合併処理浄化槽の適正管理の推進【重点】

【取組指標】 浄化槽法第11条検査受検率

合併処理浄化槽の適正管理に関する周知啓発を推進し、浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が十分に発揮されているかを表す指標として、浄化槽法第11条による検査受検率を取組指標に設定します。

浄化槽法第11条検査受検率

令和6年度 85.7%	令和12年度 100%	令和17年度 100%	令和22年度 100%
----------------	----------------	----------------	----------------

(4) 生活排水処理施設の統廃合等の推進【重点】

ライフサイクルコストの低減を図るため、経済性や施設の老朽度、地域特性等を踏まえ、生活排水処理施設の公共下水道への接続による統廃合の推進や設備の更新・修繕による長寿命化、合併処理浄化槽の活用を含めた施設小規模化の検討に取り組みます。

【主な取組】

- 生活排水処理施設の統廃合
- 生活排水処理施設の長寿命化
- 生活排水処理施設最適化の検討

(5) 合併処理浄化槽の適正管理の推進【重点】

合併処理浄化槽の機能が十分に発揮されるよう、浄化槽法で定められている水質検査や、維持管理の実施について、的確な指導に取り組みます。

【主な取組】

- 指定検査機関と連携した法定検査未受検者に対する受検啓発
- 広報媒体を活用した保守点検や清掃に関する周知啓発

コラム「浄化槽の検査受検」ってなに？

浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が十分に発揮されているかどうか、総合的に判断するための水質検査で、浄化槽法に規定されています。検査は、浄化槽設置後、3か月から5か月以内に受ける検査(第7条検査)、その翌年から1年に1回受ける定期検査(第11条検査)の2種類あり、検査は、栃木県知事が指定する検査機関(県内では「一般社団法人 栃木県浄化槽協会」)が行います。

本市の第11条検査の受検率は、全国平均(約50%)に比べて高い受検率となっています。

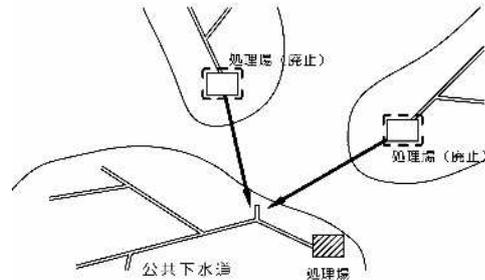
生活排水処理施設の統廃合等について

人口減少や施設が老朽化していくなかで、持続可能な生活排水処理事業、効率的な運営管理を行うための取組として、農業集落排水処理施設及び地域下水処理施設について、公共下水道への接続による統廃合や長寿命化、施設の小規模化の検討を推進します。

■基本方針

農業集落排水処理施設及び地域下水処理施設について、長寿命化を図るとともに、「NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）」の形成を見据えながら、生活排水処理事業の効率化を図るため、施設の公共下水道への接続等を推進します。

【公共下水道への接続イメージ】



◇整備の方向性

●公共下水道へ接続を行う施設

- ・施設の老朽度，維持管理費の削減効果，人口密集度などの地域特性等を比較し，整備の優先度が高い下記の3施設については，令和12年度を目途に，公共下水道へ接続を行います。

(対象施設)「豊郷台」・「上欠団地」・「ウッドユータウンみやのもり」

●上記施設以外の施設

- ・NCCの進展による居住の集約化や更なる人口減少，施設の老朽化など，各施設の状況の変化を踏まえ，施設の更新や修繕等を行いながら長寿命化を図るとともに，浄化槽の活用も含めた施設小規模化の検討を行います。

基本方針 2

し尿・浄化槽汚泥の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥を適正かつ安定して処理するための施策を展開します。

【基本施策 2-1】最適な収集運搬の維持

施策事業

(6) 最適な収集運搬の実施

(6) 最適な収集運搬の実施

し尿については全市業務委託，浄化槽汚泥については許可業者による適正かつ安定した収集運搬を実施します。

【主な取組】

- 業務委託による適正かつ安定したし尿の収集運搬の実施
- 許可業者による適正かつ安定した浄化槽汚泥の収集運搬の実施

【基本施策 2-2】適正な処理の推進

施策事業

(7) 適正な中間処理・最終処分の実施

【取組指標】し尿・浄化槽汚泥における中間処理施設での処理率

中間処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）を適切に維持管理し，し尿・浄化槽汚泥を適正かつ安定して処理できているのかを表す指標として，中間処理施設での処理率を取組指標に設定します。

し尿・浄化槽汚泥における中間処理施設での処理率

令和6年度
100%

令和12年度
100%

令和17年度
100%

令和22年度
100%

(7) 適正な中間処理・最終処分の実施

中間処理施設及び最終処分場を適切に維持管理し, 適正かつ安定した処理を実施します。

【主な取組】

- 点検管理による施設の適正な維持管理の実施
- し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の実施
- し渣の適正な処分の実施



(写真：川田水再生センター)



(写真：川田水再生センター 浄化槽汚泥等受入施設)

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

1 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し値

今後のし尿・浄化槽汚泥処理量は、人口減少や下水道への接続等により減少していく見込みです。また、令和22年度における目標値「生活排水処理率100%」の達成後においては、し尿処理量はなくなる見込みです。

表3-13 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

(単位：kL/日)

項目	実績値	見通し値		
	R6年度	R12年度	R17年度	R22年度
汲み取りし尿処理量	12.8	7.5	3.8	0.0
浄化槽汚泥処理量	99.7	79.9	64.7	53.5
合計	112.5	87.5	68.4	53.5

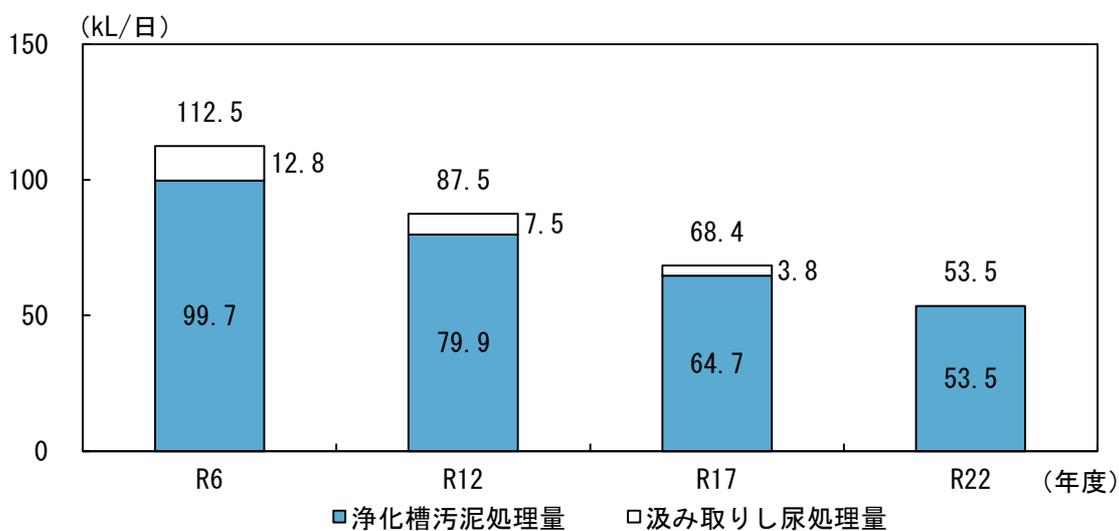


図3-12 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

2 収集運搬・処理体制

(1) 収集運搬体制

し尿については全市業務委託を継続するとともに、浄化槽汚泥については許可業者による収集運搬を実施します。収集運搬量の変動に注視しながら、適正かつ安定した収集運搬を実施します。

(2) 中間処理体制

収集運搬したし尿・浄化槽汚泥の処理について、中間処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）を適切に維持管理し、適正かつ安定した中間処理を実施します。

なお、受入施設で濃度調整などの前処理を行った汚泥については、下水汚泥との一体処理を行い、肥料などの原材料に有効活用するとともに、処理過程で発生した消化ガスについては施設運転の燃料に活用しています。

(3) 最終処分体制

受入施設で発生したし渣については、クリーンパーク茂原において焼却処理後、エコパーク下横倉で適正かつ安定した最終処分を実施します。

第4部 計画の推進体制

第1章 推進体制

第2章 進行管理

第1章 推進体制

1 推進体制

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくために必要な体制を整備します。

(1) 庁内における推進体制

本計画を総合的・計画的に推進するため、「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を設置し、施策・事業の総合調整を行うとともに、進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

(2) 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会は、本計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、必要に応じて意見や提言を行います。

また、市長から諮問があった場合は、計画の見直し等について審議及び答申を行います。

(3) 広域的な連携

広域でのごみ処理を行っている期間において、上三川町の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら、本計画を推進していきます。

第2章 進行管理

1 年次計画の策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく規定により、本計画を着実に実施するため、実効性の高い一般廃棄物処理実施計画（年次計画）を策定するとともに、前年度の取組状況の点検・評価により計画を着実に推進します。

(1) 宇都宮市一般廃棄物処理実施計画の策定

年次ごとに実施計画を策定し、排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画、最終処分計画、生活排水施設の適正管理等を示し、これに基づき各事業を実施します。

(2) 点検・評価

前年度の取組状況やごみ排出量などの実績を点検・評価します。

また、点検・評価結果を廃棄物減量等推進審議会へ報告するとともに、市ホームページ等を通じて市民に公表いたします。

2 情報の公開

広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等において、計画の進捗状況やリサイクルの実態、ごみや生活排水に関する身近な情報等を定期的に発信し、意識啓発を行うことで、ごみの減量・資源化を図ります。

図4-1 取組とその成果の反映

